

令和 7 年度北海道労働局行政運営方針

取組結果報告（上半期）

（令和 7 年度 第 1 回 北海道労働局地方労働審議会提出資料）

令和 7 年 11 月 北海道労働局

令和7年度 北海道労働局行政運営方針取組結果報告（上半期） 目次

| | | |
|--|-------|----|
| ○北海道労働局の最重点施策 | ----- | 1 |
| 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者、 非正規雇用労働者への支援 | ----- | 1 |
| (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備 | ----- | 1 |
| ① 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模 事業者の生産性向上に向けた支援 | ----- | 1 |
| ② 最低賃金制度の適切な運営 | ----- | 1 |
| (2) 同一労働同一賃金の遵守の徹底 | ----- | 3 |
| (3) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支 援 | ----- | 4 |
| (4) 求職者支援制度の活用促進 | ----- | 5 |
| (5) 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知 | ----- | 7 |
| 2 リ・スキリングによる能力向上支援 | ----- | 8 |
| (1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支 援の促進等 | ----- | 8 |
| (2) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援 | ----- | 9 |
| (3) 人材開発支援助成金による人材育成の推進 | ----- | 10 |
| 3 誰もが安心・安全に働く就業環境の整備 | ----- | 11 |
| (1) 死亡災害の減少及び死傷災害の増加に歯止めをかける労働 災害防止対策の推進 | ----- | 11 |
| ① 墜落・転落災害防止に向けた周知・指導 | ----- | 11 |
| ② 転倒災害防止に向けた周知・指導 | ----- | 11 |
| (2) 総合的なハラスメント防止対策の推進 | ----- | 13 |
| ① 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措 置義務の履行確保 | ----- | 13 |
| ② カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に 対するハラスメント対策の推進 | ----- | 13 |
| 4 人手不足対策 | ----- | 15 |
| (1) ハローワークにおける求人充足サービスの推進 | ----- | 15 |
| (2) 人手不足分野における人材確保支援 | ----- | 16 |
| (3) 就職氷河期世代を含む就職が困難な求職者に対する課題に 応じた就職支援の積極的な推進 | ----- | 17 |

| | | |
|--|-------|----|
| ○北海道労働局の重点施策 | ----- | 18 |
| 1 履用環境・均等行政の重点施策 | ----- | 18 |
| (1) 女性活躍推進に向けた取組促進等 | ----- | 18 |
| ① 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る 情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進等 | ----- | 18 |
| ② 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等 | ----- | 18 |
| (2) 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向け た環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進 | ----- | 20 |
| ① 仕事と育児・介護の両立支援 | ----- | 20 |
| ② 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライ フ・バランスの促進 | ----- | 23 |
| (3) フリーランスの就業環境の整備 | ----- | 25 |
| 2 労働基準行政の重点施策 | ----- | 26 |
| (1) 第14次労働災害防止計画の確実な推進 | ----- | 26 |
| ① 事業主が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓 発の推進 | ----- | 26 |
| ② 高年齢労働者の労働災害防止対策 | ----- | 26 |
| ③ 業種別の労働災害防止対策 | ----- | 26 |
| ④ 労働者の健康確保対策の推進 | ----- | 26 |
| ⑤ 労働者の健康障害防止対策の推進 | ----- | 26 |
| (2) 長時間労働の抑制 | ----- | 29 |
| ① 適切な監督指導の実施 | ----- | 29 |
| ② 中小企業・小規模事業者に対する支援 | ----- | 29 |
| ③ 建設業・自動車運転者・医師等への労働時間短縮に向けた 支援 | ----- | 29 |
| ④ 長時間労働につながる取引環境の見直し | ----- | 29 |
| (3) 法定労働条件の確保改善対策 | ----- | 30 |
| (4) 労災保険給付の迅速・適正な処理 | ----- | 31 |
| 3 職業安定行政の重点施策 | ----- | 32 |
| (1) 労働移動の円滑化等 | ----- | 32 |
| ① ハローワーク機能の充実 | ----- | 32 |
| ② 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業 者）への対応 | ----- | 35 |
| ③ 雇用保険制度の適正な運営 | ----- | 36 |
| (2) 多様な人材の就労促進 | ----- | 39 |

| | | |
|-----|--|----|
| ① | 高齢者の就労の促進及び安心して安全に働くための職場 環境の整備等 | 39 |
| ② | 障害者の就労支援 | 43 |
| ③ | 外国人求職者等への就職支援等、適切な外国人材の確保 等に向けた実態把握 | 49 |
| ④ | 北海道の地域特性に影響を受ける労働者の雇用の安定に 向けた支援 | 54 |
| ⑤ | 若者の就職支援 | 55 |
| (3) | 地域の課題に対応した雇用対策の推進 | 58 |
| ① | 地方公共団体との連携による地域の特性・課題を考慮し た雇用対策の推進 | 58 |
| ② | 北海道への移住を伴う就職を希望する者への支援 | 60 |
| ○ | 令和7年度北海道労働局の行政目標（数値目標） | 61 |

| 最重点施策 | 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者、非正規雇用労働者への支援 | | | | | | | | | | |
|--------------|--|----|----|--------------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|
| 取組目標 | <p>(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備</p> <p>① 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援</p> <p>② 最低賃金制度の適切な運営</p> | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>① 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援</p> <p>業務改善助成金の積極的な周知に取り組んだ結果、業務改善助成金の申請件数は増加し続けている。</p> <p>【業務改善助成金申請件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度（9月末現在）</td> <td>1,017</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>884</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年度9月末現在申請件数は801件</p> <p>北海道働き方改革推進支援センターについて、令和7年度から厚生労働本省委託事業に変更されたが、積極的な利用勧奨の周知に努め、最低賃金の引上げに取り組む事業者等に対して生産性向上に向けた支援を行った。【資料1-1】</p> <p>○北海道働き方改革推進支援センターの支援実績（令和7年9月末現在）</p> <p>窓口相談件数 79件（前年同期 530件）</p> <p>セミナー開催回数 16件（前年同期 20件）</p> <p>訪問コンサルティング件数 110件（前年同期 455件）</p> <p>② 最低賃金制度の適切な運営</p> <p>ア 令和7年度北海道地方最低賃金審議会の運営において、北海道地域別最低賃金について令和7年10月4日発効（8月8日答申、9月4日官報公示）となった。</p> <p>イ 最低賃金改正の周知については、令和7年9月中に北海道、総合振興局・振興局（15）、市町村（179）、商工会議所・商工会（194）、労働行政団体（11）の計399団体に対して広報誌（紙）等への掲載依頼を実施し、使用者団体（316）、労働団体（74）、農協・漁協（182）、公共施設（301）等に加え、本年度は道の駅、中央バスター・ミナルに本省作成のポスター及びリーフレット（約2,400件）を配布した。</p> | 年度 | 件数 | 令和7年度（9月末現在） | 1,017 | 令和6年度 | 1,030 | 令和5年度 | 884 | 令和4年度 | 220 |
| 年度 | 件数 | | | | | | | | | | |
| 令和7年度（9月末現在） | 1,017 | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 1,030 | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 884 | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 220 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------|--|
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>① 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援 北海道働き方改革推進支援センターの支援を含めた継続的な支援に取り組む。</p> <p>② 最低賃金制度の適切な運営</p> <p>ア 特定最低賃金（4業種）の改正について、確定後（12月発効予定）北海道局独自で地域別最低賃金と併せたポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体等の関係団体に対して広報誌の掲載による周知を依頼する。</p> <p>イ 令和7年10月1日から10月7日まで札幌市内の狸ビジョン（6台）を使用して改正された最低賃金額及び業務改善助成金周知の映像を放映するほか、札幌市営地下鉄（10月1日から10月7日）及びJR北海道の札幌近郊路線（9月30日から10月6日）の車内吊下げ広告を利用して周知を図る。</p> <p>ウ 最低賃金の確実な履行確保に向けて、第4四半期に監督指導を実施する。</p> |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部企画課、指導課／労働基準部賃金室 |

| | |
|---------------|--|
| 最重要施策 | 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者、非正規雇用労働者への支援 |
| 取組目標 | (2) 同一労働同一賃金の遵守の徹底 |
| 取組結果 | <p>監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する自主点検を促し、非正規雇用労働者の待遇等について問題があれば、待遇差の見直しを促した。</p> <p>また、法的に問題となりうる待遇差等が存在している事業所に対しては、法に基づく報告徴収又は指導監督を実施し、必要な助言・指導を行うことにより、法の履行確保、同一労働同一賃金の遵守の徹底を図った。</p> <p>さらに、基本給・賞与の待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対し、監督署から点検要請を実施し、支援策の周知を行い、企業の自主的な取組を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム・有期雇用労働法関係の報告徴収 200 件（令和 7 年 9 月末現在） ・労働者派遣法関係の指導監督 74 件（令和 7 年 9 月末現在） ・点検要請の実施 4 件（令和 7 年 9 月末現在） <p>【資料 1－2】</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>引き続き、法に基づく報告徴収等を実施し、法の履行確保を図るとともに、企業の自主的な取組を促すために、監督署の集団指導等での同一労働同一賃金の取組要請や、各種支援策の周知、北海道働き方改革推進支援センターの利用勧奨を行う。</p> <p>監督署においては、引き続き定期監督等で同一労働同一賃金に関する待遇等の状況について確認し、企業における取組を促す。</p> |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部指導課／労働基準部監督課／職業安定部需給調整事業課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------------|-----------------|-------------|---------------|--------|------|------------|---------------|--------|------|-------------|-----------------|--------|--------|-------------|-----------------|--------|------|-------------|---------------|--------|-----|------------|--------------|--------|-----|-------------|----------|-----|------------|--------------|------|-------------|
| 最重点施策 | 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者、非正規雇用労働者への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組目標 | (3) 非正規雇用労働者の待遇改善・正社員化を行う企業への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>○キャリアアップ助成金の利用状況（令和7年9月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険適用時待遇改善コース <table> <tr> <td>計画受理件数</td> <td>395件</td> <td>(前年同期 431件)</td> <td>(令和6年度末 830件)</td> </tr> <tr> <td>支給決定件数</td> <td>161件</td> <td>(前年同期 59件)</td> <td>(令和6年度末 241件)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員化コース <table> <tr> <td>計画受理件数</td> <td>837件</td> <td>(前年同期 980件)</td> <td>(令和6年度末 1,952件)</td> </tr> <tr> <td>支給決定件数</td> <td>1,231件</td> <td>(前年同期 832件)</td> <td>(令和6年度末 2,153件)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金規定等改定コース <table> <tr> <td>計画受理件数</td> <td>245件</td> <td>(前年同期 212件)</td> <td>(令和6年度末 444件)</td> </tr> <tr> <td>支給決定件数</td> <td>32件</td> <td>(前年同期 67件)</td> <td>(令和6年度末 96件)</td> </tr> </table> <p>○主なキャリアアップ助成金の周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所主催 算定基礎届説明会（札幌市） 令和7年6月4日（水） 参加者数 約500人 ・「中高年世代活躍応援プロジェクト」企業向けセミナー 令和7年9月16日（火） 参加者数 37人 ・ハローワークの事業所窓口における説明 ・事業主団体、事業所への訪問による助成金制度の説明 <p>○北海道働き方改革推進支援センターの支援実績（令和7年9月末現在）（再掲）</p> <table> <tr> <td>窓口相談件数</td> <td>79件</td> <td>(前年同期 530件)</td> </tr> <tr> <td>セミナー開催回数</td> <td>16件</td> <td>(前年同期 20件)</td> </tr> <tr> <td>訪問コンサルティング件数</td> <td>110件</td> <td>(前年同期 455件)</td> </tr> </table> | 計画受理件数 | 395件 | (前年同期 431件) | (令和6年度末 830件) | 支給決定件数 | 161件 | (前年同期 59件) | (令和6年度末 241件) | 計画受理件数 | 837件 | (前年同期 980件) | (令和6年度末 1,952件) | 支給決定件数 | 1,231件 | (前年同期 832件) | (令和6年度末 2,153件) | 計画受理件数 | 245件 | (前年同期 212件) | (令和6年度末 444件) | 支給決定件数 | 32件 | (前年同期 67件) | (令和6年度末 96件) | 窓口相談件数 | 79件 | (前年同期 530件) | セミナー開催回数 | 16件 | (前年同期 20件) | 訪問コンサルティング件数 | 110件 | (前年同期 455件) |
| 計画受理件数 | 395件 | (前年同期 431件) | (令和6年度末 830件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給決定件数 | 161件 | (前年同期 59件) | (令和6年度末 241件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画受理件数 | 837件 | (前年同期 980件) | (令和6年度末 1,952件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給決定件数 | 1,231件 | (前年同期 832件) | (令和6年度末 2,153件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画受理件数 | 245件 | (前年同期 212件) | (令和6年度末 444件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給決定件数 | 32件 | (前年同期 67件) | (令和6年度末 96件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 窓口相談件数 | 79件 | (前年同期 530件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セミナー開催回数 | 16件 | (前年同期 20件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 訪問コンサルティング件数 | 110件 | (前年同期 455件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>各種会議においてキャリアアップ助成金の資料を配付するなどの周知を行い、「年収の壁」を意識せずに働く環境づくりを後押しするとともに、非正規雇用労働者の正社員化、待遇改善の取組を引き続き支援していく。</p> <p>また、令和7年7月1日付けで新設された「短時間労働者労働時間延長支援コース」についても、合わせて周知・支援を行っていく。</p> <p>北海道働き方改革推進支援センターでは、セミナー等を開催し、非正規雇用労働者の均等・均衡待遇を含め、働き方改革の実現に向けた相談等に引き続き対応する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部企画課、指導課／職業安定部職業対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 最重要施策 | 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者、非正規雇用労働者への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|----------|------------|----------------|----------------|---------------|----------------|--|------|------|------------|--|------------|--|-----|----|----|----|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 取組目標 | (4) 求職者支援制度の活用促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>① SNS (X・Facebook)を活用した職業訓練や求職者支援制度の周知を実施しているほか、労働局のHPを活用し、職業訓練受講を検討する求職者だけではなく、ハローワークを利用してない求職者層にも興味を持ってもらえるような周知、広報を行った。また、労働局のHPから詳細なコース案内や各訓練施設のHPにリンクさせるなど、ハローワークの職業相談窓口においても効果的に活用ができるような工夫を行った。</p> <p>② 募集訓練応募状況リストをすべてのハローワークに毎週送付し、職業訓練の窓口のみならず、他の職業相談窓口や各附属施設等の窓口においても共有し、職業訓練を就職支援策の有効なツールとして活用を図った。</p> <p>③ 札幌圏における介護職員初任者研修訓練の開講時期を概ね2週間ごとに分散し、定期的に開講するようコース設定することで、より受講しやすい環境整備に向けた取組を継続して行った。</p> <p>④ 訓練受講中から伴走型の就職支援を実施するとともに、各ハローワークに対して訓練種別ごとの就職状況を毎月提供し、進捗状況を意識しながら各種機会を捉えて訓練修了者ニーズの効果的な把握につなげた。</p> <p>○公的職業訓練の修了3か月後の就職件数及び就職率【令和7年9月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的職業訓練の修了3か月後の就職件数 1,891人 公的職業訓練の修了3か月後の就職率 71.3% <table> <tr> <td><公共職業訓練></td> <td><求職者支援訓練></td> </tr> <tr> <td>「施設内訓練」: 86.8%</td> <td>「基礎コース」: 61.2%</td> </tr> <tr> <td>「委託訓練」: 72.1%</td> <td>「実践コース」: 62.5%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">修了者数</th> <th rowspan="2">就職件数</th> <th colspan="2">就職率 (公共訓練)</th> <th colspan="2">就職率 (求支訓練)</th> </tr> <tr> <th>施設内</th> <th>委託</th> <th>基礎</th> <th>実践</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>4,637人</td> <td>3,310人</td> <td>84.4%</td> <td>74.0%</td> <td>59.8%</td> <td>62.8%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>5,048人</td> <td>3,542人</td> <td>89.5%</td> <td>70.8%</td> <td>57.2%</td> <td>60.6%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>4,895人</td> <td>3,497人</td> <td>86.4%</td> <td>70.7%</td> <td>57.1%</td> <td>62.9%</td> </tr> </tbody> </table> | <公共職業訓練> | <求職者支援訓練> | 「施設内訓練」: 86.8% | 「基礎コース」: 61.2% | 「委託訓練」: 72.1% | 「実践コース」: 62.5% | | 修了者数 | 就職件数 | 就職率 (公共訓練) | | 就職率 (求支訓練) | | 施設内 | 委託 | 基礎 | 実践 | 令和6年度 | 4,637人 | 3,310人 | 84.4% | 74.0% | 59.8% | 62.8% | 令和5年度 | 5,048人 | 3,542人 | 89.5% | 70.8% | 57.2% | 60.6% | 令和4年度 | 4,895人 | 3,497人 | 86.4% | 70.7% | 57.1% | 62.9% |
| <公共職業訓練> | <求職者支援訓練> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「施設内訓練」: 86.8% | 「基礎コース」: 61.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「委託訓練」: 72.1% | 「実践コース」: 62.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 修了者数 | 就職件数 | 就職率 (公共訓練) | | 就職率 (求支訓練) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 施設内 | 委託 | 基礎 | 実践 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 4,637人 | 3,310人 | 84.4% | 74.0% | 59.8% | 62.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 5,048人 | 3,542人 | 89.5% | 70.8% | 57.2% | 60.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 4,895人 | 3,497人 | 86.4% | 70.7% | 57.1% | 62.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○職業訓練受講給付金支給状況【令和7年9月末現在】

- 支給決定件数 1,044 件 (うち初回受給者 251 人)
- 支給金額 108,817,203 円
- 過去3年間の状況

| | 支給決定件数 | 支給金額 | |
|-------|---------|-------|---------------|
| | | 初回受給者 | |
| 令和6年度 | 2,192 件 | 485 人 | 227,771,476 円 |
| 令和5年度 | 3,201 件 | 672 人 | 331,967,732 円 |
| 令和4年度 | 3,894 件 | 944 人 | 405,044,975 円 |

○認定職業訓練実施奨励金支給状況【令和7年9月末現在】

- 支給決定件数 235 件
- 支給金額 364,977,850 円
- 過去3年間の状況

| | 支給決定件数 | 支給金額 |
|-------|--------|---------------|
| 令和6年度 | 391 件 | 733,566,000 円 |
| 令和5年度 | 319 件 | 636,414,440 円 |
| 令和4年度 | 242 件 | 377,028,570 円 |

進捗を踏まえた下半期の取組

上記取組を継続する。特に幅広い層に効果が見込まれるSNSを活用した周知、広報について、よりわかりやすく、より使いやすくなるよう利用者目線に立った改善を日常的に行う。

また、一層需要が高まっているeラーニングを活用した職業訓練のPRと適切な受講あっせんに努める。

なお、12月中旬に札幌駅前地下歩道空間において、公的職業訓練の実施主体である北海道(MONOテク)及び機構(ポリテクセンター)とともに公的職業訓練を周知するイベントを開催する。

担当部署

職業安定部訓練課

| | |
|---------------|---|
| 最重点施策 | 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者、非正規雇用労働者への支援 |
| 取組目標 | (5) 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知 |
| 取組結果 | 無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在することを踏まえて、無期転換ルールに関して当局HP等で周知を図るとともに、報告徴収や相談対応等に併せて無期転換ルールに関するリーフレット・パンフレット・Q&A集等各種資料を活用する等円滑な運用のための周知・啓発を行った。 |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | 無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在すること及び令和6年4月の施行規則の一部改正（無期転換ルール・労働契約関係の明確化等）の周知を踏まえて、引き続き無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底を行う。 |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部指導課 |

| 最重要施策 | 2 リ・スキリングによる能力向上支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|----------|---------------------------------|----------|------------------------------|--------|---------------------------------|--|----------|----------|--------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|
| 取組目標 | (1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>教育訓練給付制度について、労働局ＨＰやハローワークにおけるパンフレット配架等により、制度の積極的な周知を行った。</p> <p>また、「地域職業能力開発促進協議会」において、教育訓練給付制度に係る地域の訓練ニーズを把握し、指定講座の拡大による多様な訓練機会の拡充等を図るべく、情報収集に努めた。</p> <p>さらに、令和7年10月施行の教育訓練休暇給付制度及び雇用保険被保険者以外の者に対する教育訓練費用等の融資制度であるリ・スキリング等教育訓練支援融資制度について、円滑な施行に向けて周知を行った。【資料3-1、3-2、3-3】</p> <p>令和7年9月末現在 受給者数</p> <table> <tr> <td>専門実践教育訓練</td> <td>1,524件 (前年同期 1,593件、前年同期比▲4.3%)</td> </tr> <tr> <td>特定一般教育訓練</td> <td>431件 (前年同期 334件、前年同期比+29.0%)</td> </tr> <tr> <td>一般教育訓練</td> <td>1,300件 (前年同期 1519件、前年同期比▲14.4%)</td> </tr> </table> <p>過去3年間の受給者数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>専門実践教育訓練</th> <th>特定一般教育訓練</th> <th>一般教育訓練</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>3,161</td> <td>498</td> <td>3,046</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,238</td> <td>477</td> <td>3,220</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,431</td> <td>429</td> <td>3,387</td> </tr> </tbody> </table> <p>※専門実践教育訓練は延べ受給者数。</p> | 専門実践教育訓練 | 1,524件 (前年同期 1,593件、前年同期比▲4.3%) | 特定一般教育訓練 | 431件 (前年同期 334件、前年同期比+29.0%) | 一般教育訓練 | 1,300件 (前年同期 1519件、前年同期比▲14.4%) | | 専門実践教育訓練 | 特定一般教育訓練 | 一般教育訓練 | 令和6年度 | 3,161 | 498 | 3,046 | 令和5年度 | 3,238 | 477 | 3,220 | 令和4年度 | 3,431 | 429 | 3,387 |
| 専門実践教育訓練 | 1,524件 (前年同期 1,593件、前年同期比▲4.3%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定一般教育訓練 | 431件 (前年同期 334件、前年同期比+29.0%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般教育訓練 | 1,300件 (前年同期 1519件、前年同期比▲14.4%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 専門実践教育訓練 | 特定一般教育訓練 | 一般教育訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 3,161 | 498 | 3,046 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 3,238 | 477 | 3,220 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 3,431 | 429 | 3,387 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>引き続き、制度の周知を行い、教育訓練を受講しやすい環境の整備を図る。</p> <p>また、本年11月25日に開催する「地域職業能力開発促進協議会」において、教育訓練給付制度に係る地域の訓練ニーズを把握、指定講座の拡大による多様な訓練機会の拡充等を図ることとしている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課、訓練課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 最重要施策 | 2 リ・スクリングによる能力向上支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|------------------------|--------|-----------------------|------|-----------|------|-------|-----------|------|-------|--|--------------------|--|-----------------------|--|-----------------------|--|--------------|------|--------------|------|--------------|------|-------|----|---|---|----|---|----|-------|----|----|---|----|---|----|-------|---|---|---|----|--|--|
| 取組目標 | (2) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>DXの加速度的な進展を背景に、IT人材の質的・量的確保を図る観点から、関係機関と連携しながら、デジタル分野の訓練コース開講に向けた取組を行った。</p> <p>① デジタル分野については、一定の要件を満たしたIT分野の資格取得又はWEBデザイン関係の資格取得を目指す訓練コース、「DXスキル標準」に対応した訓練コースについて、訓練実施機関に対する訓練委託費等の支給金額を上乗せする特例措置を活用し、訓練コースの拡充を図った。また、受講あっせんに当たり求職者のニーズと訓練コースの的確なマッチングを図る観点から、各ハローワークへIT・デジタル関連の研修資料を配付し知識の向上を図った。</p> <p>② 訓練受講中から伴走型の就職支援を実施するとともに、各ハローワークに対して訓練種別ごとの就職状況を毎月提供し、進捗状況の共有を図ったうえで、各種機会を通じて訓練修了者の就職促進に対する意識向上を図った。</p> <p>○デジタル分野の訓練における特例措置の実施コース件数【令和7年9月末現在】</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"><公共職業訓練></td> <td style="width: 50%;"><求職者支援訓練></td> </tr> <tr> <td>「IT分野」</td> <td>5コース</td> <td>7コース</td> </tr> <tr> <td>「WEBデザイン」</td> <td>0コース</td> <td>31コース</td> </tr> <tr> <td>「DXスキル標準」</td> <td>0コース</td> <td>38コース</td> </tr> </table> <p>○過去の実施コース件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">IT分野 (令和3年12月～)</th> <th colspan="2">WEBデザイン (令和4年12月～)</th> <th colspan="2">DXスキル標準 (令和5年12月～)</th> </tr> <tr> <th>公共訓練 (委託)</th> <th>求支訓練</th> <th>公共訓練 (委託)</th> <th>求支訓練</th> <th>公共訓練 (委託)</th> <th>求支訓練</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>58</td> <td>0</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>57</td> <td>0</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | <公共職業訓練> | <求職者支援訓練> | 「IT分野」 | 5コース | 7コース | 「WEBデザイン」 | 0コース | 31コース | 「DXスキル標準」 | 0コース | 38コース | | IT分野 (令和3年12月～) | | WEBデザイン (令和4年12月～) | | DXスキル標準 (令和5年12月～) | | 公共訓練 (委託) | 求支訓練 | 公共訓練 (委託) | 求支訓練 | 公共訓練 (委託) | 求支訓練 | 令和6年度 | 11 | 4 | 0 | 58 | 0 | 58 | 令和5年度 | 14 | 11 | 0 | 57 | 0 | 21 | 令和4年度 | 5 | 2 | 0 | 11 | | |
| <公共職業訓練> | <求職者支援訓練> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「IT分野」 | 5コース | 7コース | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「WEBデザイン」 | 0コース | 31コース | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「DXスキル標準」 | 0コース | 38コース | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | IT分野 (令和3年12月～) | | WEBデザイン (令和4年12月～) | | DXスキル標準 (令和5年12月～) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公共訓練 (委託) | 求支訓練 | 公共訓練 (委託) | 求支訓練 | 公共訓練 (委託) | 求支訓練 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 11 | 4 | 0 | 58 | 0 | 58 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 14 | 11 | 0 | 57 | 0 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 5 | 2 | 0 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>引き続き、デジタル分野訓練の一層の周知、広報を実施する。</p> <p>また、11月25日に開催する北海道地域職業能力開発促進協議会において、デジタル分野コースを含めた訓練コースの地域偏在等の課題について協議を行うとともに、協議会に設置されているワーキンググループにおいてデジタル分野に係る訓練効果を検証し、来年度の地域職業訓練実施計画に的確に反映させるよう関係機関と連携して取り組む。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 職業安定部訓練課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|-----------------------|---------|---------------------|--------|----------|-----------------------|---------|-------------------------------------|---------|---|--------|-------------------------------------|--------|--|------|------------------------------------|------|------------------------------------|
| 最重要施策 | 2 リ・スキリングによる能力向上支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組目標 | (3) 人材開発支援助成金による人材育成の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>○人材開発支援助成金の周知に係るセミナー等の開催 ビジネスサポート HW の助成金セミナーでの説明 令和 7 年 8 月 5 日 (火) 出席 4 人</p> <p>○人材開発支援助成金周知に係る事業所訪問実績 (令和 7 年 9 月末現在)</p> <table> <tr> <td>労働局</td> <td>目標 60 件</td> <td>実績 42 件 (達成率 70.0%)</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク</td> <td>目標 246 件</td> <td>実績 418 件 (達成率 169.9%)</td> </tr> </table> <p>○人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」利用状況 (令和 7 年 9 月末現在)</p> <table> <tr> <td>計画書受理件数</td> <td>544 件 (前年同期 437 件) (令和 6 年度末 926 件)</td> </tr> <tr> <td>計画書受理人数</td> <td>3,714 人 (前年同期 1,893 人) (令和 6 年度末 5,026 人)</td> </tr> <tr> <td>支給決定件数</td> <td>344 件 (前年同期 332 件) (令和 6 年度末 660 件)</td> </tr> <tr> <td>支給決定金額</td> <td>596,188,100 円 (前年同期 322,304,200 円) (令和 6 年度末 812,757,600 円)</td> </tr> </table> <p>○人材開発支援助成金 (人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース) デジタル人材実績 (令和 7 年 9 月末現在)</p> <table> <tr> <td>計画人数</td> <td>10,236 人 うちデジタル人材 3,575 人 割合 34.9%</td> </tr> <tr> <td>支給人数</td> <td>10,691 人 うちデジタル人材 2,559 人 割合 23.9%</td> </tr> </table> | 労働局 | 目標 60 件 | 実績 42 件 (達成率 70.0%) | ハローワーク | 目標 246 件 | 実績 418 件 (達成率 169.9%) | 計画書受理件数 | 544 件 (前年同期 437 件) (令和 6 年度末 926 件) | 計画書受理人数 | 3,714 人 (前年同期 1,893 人) (令和 6 年度末 5,026 人) | 支給決定件数 | 344 件 (前年同期 332 件) (令和 6 年度末 660 件) | 支給決定金額 | 596,188,100 円 (前年同期 322,304,200 円) (令和 6 年度末 812,757,600 円) | 計画人数 | 10,236 人 うちデジタル人材 3,575 人 割合 34.9% | 支給人数 | 10,691 人 うちデジタル人材 2,559 人 割合 23.9% |
| 労働局 | 目標 60 件 | 実績 42 件 (達成率 70.0%) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハローワーク | 目標 246 件 | 実績 418 件 (達成率 169.9%) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画書受理件数 | 544 件 (前年同期 437 件) (令和 6 年度末 926 件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画書受理人数 | 3,714 人 (前年同期 1,893 人) (令和 6 年度末 5,026 人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給決定件数 | 344 件 (前年同期 332 件) (令和 6 年度末 660 件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給決定金額 | 596,188,100 円 (前年同期 322,304,200 円) (令和 6 年度末 812,757,600 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画人数 | 10,236 人 うちデジタル人材 3,575 人 割合 34.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給人数 | 10,691 人 うちデジタル人材 2,559 人 割合 23.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>人材開発支援助成金に係る周知については、セミナーの開催の他、各ハローワークにおける事業所訪問計画の進捗管理をしつつ、労働局においても積極的に事業所訪問を行う。</p> <p>なお、訪問時に得られた情報や受理した計画届の内容から、活用勧奨先の産業や業種等のターゲティングを随時実施し、各ハローワークに情報提供を行うことで、より効率的な活用勧奨を実施する。さらに、活用勧奨時にデジタル分野における活用事例等の情報を提供し、デジタル分野における活用促進を合わせて行う。</p> <p>また、支給決定にあたっては、引き続き進捗状況を把握・管理し、必要に応じて環境整備や体制について検討・整備することで迅速な支給に努める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------|---|
| 最重点施策 | 3 誰もが安心・安全に働く就業環境の整備 |
| 取組目標 | <p>(1) 死亡災害の減少及び死傷災害の増加に歯止めをかける労働災害防止対策の推進</p> <p>① 墜落・転落災害防止に向けた周知・指導</p> <p>② 転倒災害防止に向けた周知・指導</p> |
| 取組結果 | <p>① 墜落・転落災害の防止に向けた周知・指導</p> <p>ア 令和7年1月～9月末の死亡災害発生状況</p> <p>死亡災害 39人（前年同期32人） 4月～9月末 17人（前年同期20人） うち墜落・転落災害 11人（前年同期5人） 4月～9月末 2人（前年同期4人）</p> <p>墜落・転落死亡災害の業種別内訳</p> <p>建設業6人（2人）、製造業2人（1人）、その他3人（2人）</p> <p>※（）は昨年同期の人数、以下同じ。</p> <p>イ 周知・指導状況（重点業種である建設業に対する取組）</p> <p>（ア）足場等からの墜落・転落災害防止対策の周知</p> <p>発注機関や消防団体等に対してリーフレットを活用して周知した。</p> <p>（イ）建設工事着工期労働災害防止運動 4月～6月</p> <p>発注機関や消防団体等78団体（78団体）に対して周知及び要請を行った。</p> <p>監督指導496件（317件）や個別指導46件（51件）を実施した。</p> <p>※（）は昨年同期の件数。</p> <p>ウ その他</p> <p>他業種に対しては、集団指導や当局HPで周知している。</p> <p>② 転倒災害防止に向けた周知・指導</p> <p>ア 令和7年1月～9月末の死傷災害発生状況</p> <p>死傷災害 4,692人（前年同期4,789人） 4月～9月末 3,279人（前年同期3,309人） うち転倒災害 1,582人（前年同期1,636人） 4月～9月末 892人（前年同期916人）</p> <p>イ 北海道小売業SAFE協議会及び北海道介護SAFE協議会の開催</p> <p>6月25日に協議会を開催してアワードへの応募を奨励したほか、労働災害防止に向けた資料の提供と取組を要請した。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>① 墜落・転落災害防止対策 建設工事追い込み期労働災害防止運動を中心に指導する。10月1日～12月31日</p> <p>② 転倒災害防止対策</p> <p>ア 小売業及び社会福祉施設 10月22日にSAFE協議会を開催して、アワードへ応募する取組を決定する。</p> <p>イ 全業種 12月から3月にかけて凍結路面での転倒災害が増加することから、北海道冬季ゼロ災運動を展開する。</p> |
| 担当部署 | 労働基準部安全課 |

| | |
|----------------------|---|
| 最重点施策 | 3 誰もが安心・安全に働く就業環境の整備 |
| 取組目標 | <p>(2) 総合的なハラスメント防止対策の推進</p> <p>① 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保</p> <p>② カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進</p> |
| 取組結果 | <p>① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保</p> <p>ハラスメント防止措置に関して、報告請求等により企業の雇用労務管理状況を把握し、必要に応じた指導を行い、履行確保を図った。(110 件(令和 7 年 9 月末現在))</p> <p>また、ハラスメントの相談対応等における各種研修ツールが備えられているウェブサイト「あかるい職場応援団」などの本省委託事業の活用について、当局HPに掲載するとともに、報告請求等企業訪問時に関係資料を配付し周知を図った。</p> <p>【資料 1-3】</p> <p>② カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進</p> <p>カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、当局HPで周知を図るとともに、企業の取組としてカスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を利用した取組を促した。</p> <p>就職活動中の学生等に対するハラスメントについては、相談先等を記載したリーフレットを当局HPに掲載するとともに、常時 101 人以上の企業 1,763 社あてに関係資料を配付し、さらに学生に向けた労働法制セミナーにおいては相談窓口の利用を呼び掛ける等により周知を図った。</p> <p>また、令和 7 年 6 月 11 日付け、カスタマーハラスメント対策について雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされること及び求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主に義務化されることについて、労働施策総合推進法の改正が行われ公布されており、公布後 1 年 6 か月以内の施行とされている。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保</p> <p>企業のハラスメント防止措置の実施の促進について、12 月の「職場のハラスメント撲滅月間」に事業主団体等に対して周知啓発を行う。</p> <p>また、報告請求等の実施による法の履行確保を引き続き実施する。</p> <p>② カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進</p> <p>引き続き、職場におけるハラスメントの防止対策等の周知啓発活動を実施し、カスタマーハラスメント防止対策及び求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対するセクシュアルハラスメント防止対策に係る労働施策総合推進法等が改正</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>されたことについて周知を図るとともに、省令、指針の策定を受けて、法令施行に向けた説明会等を企画するなど、改正法に係る周知・広報に努める。</p> <p>また、学生に向けた労働法制セミナーを実施した際は、改正法の説明に努める。</p> |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部指導課 |

| | |
|----------------------|--|
| 最重点施策 | 4 人手不足対策 |
| 取組目標 | (1) ハローワークにおける求人充足サービスの推進 |
| 取組結果 | <p>【オンラインを活用した求人受理状況】</p> <p>ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」を活用したオンラインによる求人受理について、各ハローワークにおける求人事業主に対する積極的な利用勧奨に努めた結果、令和7年9月末時点における求人者マイページを経由した求人申込割合は、全国平均の84.1%を8.5P上回る利用率92.6%となった。</p> <p>【求人充足の状況】</p> <p>令和7年度のハローワークサービスにおける最重点取組事項として、前年度に引き続き、「求人充足に重点を置いた求人者サービスの強化」に取組むこととして、各ハローワークにおいては、職業相談担当スタッフによる求人事業所訪問、求人記載内容の充実のためのコンサルティング、オンライン「求職者マイページ」を活用した求職者に対する求人情報の提供及び求人者アウトリーチ支援としての企業説明会・面接会の機動的な開催等に努めたところであるが、新規求人数及び新規求職申込件数がいずれも対前年同期比減となったこと等もあり、令和7年9月末までの求人充足数は21,793人と、前年同期の22,833人を4.6%下回る結果となった。</p> <p>なお、求人充足率は対前年同期比0.4P減の12.0%となった。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>【求人者マイページの利用促進】</p> <p>求人者マイページの利用率が90%以上となっている状況を鑑み、引き続き、未利用事業所に対する利用勧奨を推し進めるほか、利用事業所に対するサポートに努め、現状の利用率の維持・向上を図る。</p> <p>【求人充足数の向上】</p> <p>「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」において定めた目標数である46,305人を達成すべく、「求人充足に重点を置いた求人者サービスの強化」における各取組を推し進めるとともに、求人数の減少を踏まえた、求職者ニーズの高い求人の積極的な開拓に加え、潜在求職者をハローワークに誘導すべく、ハローワークのPR動画・画像のSNSやHP等を活用した周知に引き続き取組むほか、各種広告媒体を活用した周知にも積極的に取組むこととする。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| | |
|---------------|--|
| 最重点施策 | 4 人手不足対策 |
| 取組目標 | (2) 人手不足分野における人材確保支援 |
| 取組結果 | <p>【人材不足分野の就職件数（令和7年度9月末現在）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 就職件数：7,005件 《前年度同期比▲2.4%》 ➤ 同月末現在の目標※に対する達成率：96.9% ※ ハローワーク評価における目標値（9月末時点）：7,227件以上 <p>【支援対象求人における求人充足数（令和7年度9月末現在）】</p> <p>《 》は前年度同期比増減（%、P）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新規支援対象求人件数：22,753人 《+48.3%》 ➤ 支援対象求人の充足数：2,566人 《+38.2%》 ➤ 支援対象求人の充足率：11.3% 《▲0.8P》 <p>【支援対象求職者における就職件数（令和7年度9月末現在）】</p> <p>《 》は前年度同期比増減（%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新規支援対象者数：3,599人 《+2.1%》 ➤ 支援対象者の就職件数：2,109件 《+10.2%》 ➤ 支援対象者の就職率：58.6% 《+4.3P》 <p>【関係団体等と連携したセミナー等開催回数（令和7年度9月末現在）】</p> <p>《 》は前年度同期実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ セミナー：9回 《6回》 ➤ 就職面接会：10回 《10回》 ➤ 職場見学会：0回 《0回》 <p>(参考：ハローワーク単独でのセミナー等開催回数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ セミナー：63回 《23回》 ➤ 就職面接会：152回 《101回》 ➤ 職場見学会：18回 《18回》 |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>「公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」（ハローワーク評価）における重点指標として設定されている「人材不足分野の就職件数」について、新規求職者数が減少していること等から実績がやや低調に推移しているところ、求職者の積極的な取り込みを図るべく、人材確保対策コーナーにおける各種イベントの積極的な周知及び参加勧奨により、潜在求職者の掘り起こしと人材不足分野の魅力の発信による「新規求職者の獲得」に努めていくこととし、併せて、取り込んだ求職者を確実に対象求人にマッチングさせるべく、応募前職場見学による職場理解の推進や求人要件の緩和指導等の取組をより積極的に進めていくこととする。</p> <p>また、採用した者の早期離職防止に取り組むべく、人材確保対策コーナー担当者等による雇用管理改善指導にも積極的に着手していくこととする。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| | |
|----------------------|---|
| 最重点施策 | 4 人手不足対策 |
| 取組目標 | (3)就職氷河期世代を含む就職が困難な求職者に対する課題に応じた就職支援の積極的な推進 |
| 取組結果 | <p>「課題解決型支援モデル事業」におけるKPI（重要業績評価指標）として、実施所である札幌所の「就職率」を17.8%以上（令和6年度実績：15.5%）とすることを目指すこととして事業を進めているところ、令和7年9月末までの実績は15.3%と、前年同期より0.1ポイント減少した。</p> <p>事業にあっては、ハローワークプラザ札幌や札幌わかものハローワーク等が設置している札幌駅前の民間ビルに「ハローワークサポートコーナー（愛称：ハローワークプラス窓口）」を開設し、これを拠点として、利用が増加している高齢求職者をはじめ、就職の実現に当たり課題を有する者を取り込み、マンツーマンによる就職支援を展開している。</p> <p>また、同ビル内にて実施している、雇用保険受給者を対象とした講習の修了者を当該施設に積極的に誘導し、受給者の早期再就職支援にも務めているところである。加えて、札幌市との一体的実施施設である「あいワーク」への出張相談や、高齢者の就職活動に役立つ情報や高齢者向け求人情報を集約したサイト「シニアちゃんねる」の開設など、「外に打って出る」活動を積極的に展開し、支援対象者の確保とマッチングの促進に取組むとともに、札幌所全体における就職支援の活性化と、全所体制でKPI達成を目指すという機運の醸成を先導しているところである。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>喫緊の課題として、支援対象者の確保が挙げられるところ、引き続き、出張相談や雇用保険受給者の取り込みを強化するとともに、施設内にて実施しているミニ企業面接会・説明会のほか、大規模イベントとしての「シニアお仕事面接会」を11月に開催し、これらの参加者の支援対象者への取り込みを進めていくこととしている。</p> <p>また、全所体制でのKPI達成に向け、各課・部門の役割を明確にし、また、達成に向けた取組をスキーム化し、全職員一人ひとりが目標達成への意識の醸成と役割の認識を有することができるよう、事業の「仕組み化」を取り進めていくこととしている。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 1 履用環境・均等行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(1) 女性活躍推進に向けた取組促進等</p> <p>① 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進等</p> <p>② 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等</p> |
| 取組結果 | <p>① 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進および雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のため、報告徴収の実施により、法の履行確保及び周知を図った。 (27件(令和7年9月末現在)) ・事業主と接触する際など、あらゆる機会を利用して女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出等についての提出勧奨を行った。 ・男女間賃金格差の解消に向けて、各企業において、自主的に取組を進めるため、自社の男女間賃金差異をはじめとする労務管理の基本データを同業種・同規模企業の平均データと比較し、自社の強みや取組課題を明らかにする「男女間賃金差異分析ツール」を活用するよう周知・啓発した。 ・本年6月に改正公布され、令和8年4月より男女間賃金差異等の公表が新たに義務付けられる常時雇用する労働者数101人以上の事業主に対し、改正女性活躍推進法を解説する資料及び女性の活躍推進企業データベースの利用を推奨する資料を送付し、周知・啓発を行った。【資料1-4】【資料1-5】 <p>[えるぼし認定企業数(令和7年9月末現在)] ※累計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし 3企業(2企業:令和6年9月末現在) ・えるぼし 74企業(40企業:令和6年9月末現在) <p>② 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等</p> <p>「働く女性の心とからだの応援サイト」について、男女雇用機会均等法等の報告徴収など事業主との接触の機会を捉え、リーフレットを配付し周知を図った。【資料1-6】</p> <p>両立支援等助成金のうち、不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために活用可能な「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース(令和7年度創設)」の9月末現在申請件数は5件である。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>① 引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出がない義務企業に対して、文書等により取組を求め、法の履行確保を図る。</p> <p>また、男女間賃金差異解消に向け、企業の取組を支援する関連情報を提供するとともに、あらゆる機会を捉えて令和8年4月施行の改正女性活躍推進法を周知し、常時雇用する労働者数101人以上の事業所はもとより、法の履行確保が図られるよう努め</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>る。</p> <p>② 引き続き、「母性健康管理指導事項連絡カード」や「不妊治療連絡カード」について、報告徴収の機会を捉えたリーフレットの配付により周知する。 併せて、両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）についてもリーフレット等を活用しながら引き続き周知を図る。</p> |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部企画課、指導課 |

| | |
|------|--|
| 重点施策 | 1 雇用環境・均等行政の重点施策 |
| 取組目標 | <p>(2) 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進</p> <p>① 仕事と育児・介護の両立支援</p> |
| 取組結果 | <p>仕事と介護の両立ができる職場環境の整備に向けた企業の取組支援として、令和7年4月1日に施行された改正育児・介護休業法の内容も含め、報告徴収の実施により、法の履行確保を図った。(育児・介護休業法関係の報告徴収 152件(令和7年9月末現在))</p> <p>また、男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援として、報告徴収等事業主と接触する機会を捉え、「子の看護休暇」の見直しなど、令和7年4月1日に施行された改正育児・介護休業法の内容について周知を図り、「産後パパ育休」ほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度の活用勧奨を行った。</p> <p>改正育児・介護休業法について、資料や解説動画を当局HPへ掲載するほか、各種団体等へ周知用資料を配付し、様々な制度利用の前提となる就業規則等規定の整備を促すとともに、助成制度等の取組支援策を含めた関連情報を周知・啓発することにより仕事と育児・介護を両立できる職場環境の整備に努めた。【資料1-7】</p> <p>さらに、令和7年4月1日に施行された改正次世代育成支援対策推進法、新しい「くるみん」認定基準について周知を図り、行動計画の策定・届出等の事業主の取組を促し、法の履行確保を図るとともに、くるみん認定の取得を促進した。</p> |

【両立支援等助成金申請件数】

| 年度 | 件数 |
|--------------|-----|
| 令和7年度(9月末現在) | 214 |
| 令和6年度 | 463 |
| 令和5年度 | 524 |
| 令和4年度 | 456 |

※令和6年度9月末現在申請件数は230件

〔くるみん認定企業数(令和7年9月末現在)〕※累計

- ・プラチナくるみん 8企業(8企業:令和6年9月末現在)
- ・くるみん 84企業(66企業:令和6年9月末現在)

子育て中の求職者の就職支援を専門的に実施するマザーズハローワーク・コーナーにおいて、個別担当者制を基本とした就職支援を展開するとともに、育児により外出が困難な者等に対するオンライン相談を、前年度までの札幌所に加え、今年度から帯広所にて実施するなど、ニーズに沿ったきめ細かな支援を推進した。

また、事業の積極的な周知及び利用者の取り込みの強化を図るべく、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携したアウトリーチ型支援を展開した。

【マザーズハローワーク事業実績（令和7年度9月末現在）】

《 》は対前年同期比増減（%）

- 重点支援対象者数※¹：2,115人《▲4.3%》事業目標：3,995人（年度）以上
- 重点支援対象者の就職率※²：99.2%《1.4P》

※1 重点支援対象者：子育てをしながら早期に就職を希望する者等

※2 就職率：重点支援対象期間（6か月）における就職件数÷支援対象者数

【オンラインマザーズハローワーク事業実績（令和7年度9月末現在）】

《 》は前年度同期実績

- オンライン職業相談実施件数：132件《42件》
- オンラインセミナー・面接会実施回数：17回《17回》
同 参加者数：1,104人《851人》
- 出張職業相談実施回数：6回《4回》
- 出張就職支援セミナー実施回数：5回《5回》

出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用促進については、当局HP、各ハローワークにおけるリーフレット配架、事業所の事務担当者向け研修会等で周知を行った。

また、事業所あて返戻文書に制度の周知文を添付し、幅広い周知に努めた。

○出生後休業支援給付支給状況（最大28日分を1回で支給）

令和7年8月末現在

受給者数 1,644人

支給金額 57,589千円

○育児時短就業給付支給状況（2か月分ずつ支給）

令和7年8月末現在

受給者数（延べ） 3,587人

支給金額 95,706千円

（参考）

○出生時育児休業（産後パパ育休）給付支給状況（最大28日分を1回で支給）

令和7年8月末現在

受給者数 861人（前年同期585人、前年同期比+47.2%）

支給金額 145,471千円（前年同期86,722千円、前年同期比+67.7%）

| | |
|----------------------|--|
| | <p>○育児休業給付支給状況（2か月分ずつ支給） 令和7年8月末現在 受給者数（延べ） 27,070人（前年同期26,813人、前年同期比+1.0%） 支給金額 6,634,042千円（前年同期6,359,870千円、前年同期比+4.3%）</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>引き続き、仕事と介護の両立ができる職場環境整備に向けた企業の取組支援として、報告徴収の実施や紛争解決援助制度により、法の履行確保を図る。</p> <p>また、男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援として、報告徴収等事業主と接触する機会を捉え、リーフレット等を活用しながら、「柔軟な働き方を実現するための措置」など、改正法のうち令和7年10月1日施行部分について周知を図り、法の履行確保に努める。</p> <p>さらに、改正次世代育成支援対策推進法施行以降に開始される行動計画の策定・届出等に取り組む企業支援として、引き続き、改正内容の周知を図り、法の履行確保に努めるとともに、新しい認定基準を含め、くるみん認定制度について積極的に周知する。</p> <p>引き続き、関係機関及び子育て中の女性の支援に取り組むNPOに加え、公益事業を積極的に展開する民間企業との連携により、出張職業相談及びセミナーを積極的に開催し、マザーズハローワーク・コーナーの周知及び利用促進に取組むこととする。</p> <p>また、子育て中等により来所が困難な求職者の利用促進を引き続き図るべく、オンラインによる職業相談やセミナーの実績の積み上げを図るほか、求職者マイページを活用した求人情報の提供にも積極的に取組むこととする。</p> |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部企画課、指導課／職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 1 雇用環境・均等行政の重点施策 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--------------------|----|--------------------|--------------|-----|----|-------|-----|----|-------|-----|---|-------|-----|---|
| 取組目標 | <p>(2) 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進</p> <p>② 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>報告徴収やコンサルティング等事業主と接触する機会を捉え、「多様な働き方の実現応援サイト」等を利用し、制度を導入している企業の取組事例や事業主向けのセミナーの開催情報などについて情報提供を行った。</p> <p>併せて、本省委託事業において、多様な正社員制度の専門知識を持った支援員による導入支援を実施していることを周知した。</p> <p>また、働き方・休み方改善コンサルタントの企業指導等において、勤務間インターバル制度に関する聴取をして必要に応じて制度導入の働きかけを行うとともに、中小企業に対しては「働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）」の利用奨励を行う等、勤務間インターバル制度の導入促進を図り、周知用リーフレット、導入支援動画、「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載されている取組事例及び導入マニュアルを活用して周知を図った。【資料1－8】</p> <p>その他、ゴールデンウィークや夏季の年休を取得しやすい時季にその環境整備を推進するため、地方公共団体、労使団体等と連携し、集中的な周知・広報を行った。また、年休の時季指定義務、年休の計画的付与制度、時間単位年休、プラスワン休暇（週休日等に年休を組み合わせた連続休暇）及び年休の早期付与についても、併せて周知・広報を行った。</p> <p>選択的週休3日制度については、働き方・休み方改善コンサルタントの企業指導等において、事例集の提供等による周知を図った。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【働き方改革推進支援助成金申請件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>(うち勤務間インターバル導入コース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度（9月末現在）</td> <td>140</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>260</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>222</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>214</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年度9月末現在申請件数は183件</p> <p>北海道政労使会議は、昨年度は令和7年1月22日に開催し、「物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化」共同宣言を採択した。</p> | 年度 | 件数 | (うち勤務間インターバル導入コース) | 令和7年度（9月末現在） | 140 | 19 | 令和6年度 | 260 | 14 | 令和5年度 | 222 | 9 | 令和4年度 | 214 | 7 |
| 年度 | 件数 | (うち勤務間インターバル導入コース) | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和7年度（9月末現在） | 140 | 19 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 260 | 14 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 222 | 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 214 | 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進について、引き続き、報告徴収やコンサルティング等事業主と接触する機会を捉え、事例の提供等による更なる周知等を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| | <p>また、勤務間インターバル制度導入促進のための支援を引き続き実施し、導入マニュアルや「働き方改革推進支援助成金」を活用して、時間外労働の削減に取り組む中小企業等への制度の導入促進を図る。</p> <p>毎年10月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい年末年始に集中的な広報を行い、選択的週休3日制度については、引き続き、事例の提供等による更なる周知等を行う。</p> <p>「北海道政労使会議」については、「労務費の適切な価格転嫁等を含めた賃金引上げに向けた機運の醸成」を図るため令和8年1月下旬に開催する予定である。</p> |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部企画課、指導課 |

| | |
|---------------|--|
| 重点施策 | 1 雇用環境・均等行政の重点施策 |
| 取組目標 | (3) フリーランスの就業環境の整備 |
| 取組結果 | <p>申出があった2件（ハラスメント対策に係る体制整備義務（法第14条）1件、中途解除等の事前予告・理由開示（法第16条）1件）について、全て対応を完了している。</p> <p>また、フリーランス法における調査については、令和7年9月末現在で31件実施し、そのうち25件について助言を行った。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>申出があった場合、引き続き適切に対応する。</p> <p>また、相談については「フリーランス・トラブル110番」の案内を含めて適切に対応する。</p> |
| 担当部署 | 雇用環境・均等部指導課 |

| 重点施策 | 2 労働基準行政の重点施策 |
|------|--|
| 取組目標 | <p>(1) 第14次労働災害防止計画の確実な推進</p> <p>① 事業主が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の推進</p> <p>② 高年齢労働者の労働災害防止対策</p> <p>③ 業種別の労働災害防止対策</p> <p>④ 労働者の健康確保対策の推進</p> <p>⑤ 労働者の健康障害防止対策の推進</p> |
| 取組結果 | <p>第14次労働災害防止計画の推進状況に係るリーフレットを作成し、計画達成に向けて必要な取組を周知した。【資料2-1】</p> <p>① 事業主が自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発の推進</p> <p>事業主が自発的に安全衛生対策に取り組むことを援助する制度を周知したほか、北海道労働局長や署長表彰等を行った。</p> <p>製造業、建設業、陸上貨物運送業に求められる安全衛生管理活動を当局HPで紹介している。</p> <p>建設業に係る発注者会議にて、安全衛生対策経費の確保を要請した。</p> <p>② 高年齢労働者（60歳以上の労働者）の労働災害防止対策</p> <p>ア 令和7年1月～9月末の災害発生状況</p> <p>1,558人（前年同期1,587人） 4月～9月末 803人（前年同期805人）</p> <p>イ 取組</p> <p>集団指導をはじめとして、あらゆる機会を捉えてエイジフレンドリーガイドラインと補助金の周知を図った。</p> <p>③ 業種別の労働災害防止対策</p> <p>ア 建設業（再掲）</p> <p>最重点施策で掲載したとおりである。</p> <p>イ 小売業・社会福祉施設（再掲）</p> <p>最重点施策で掲載したとおりである。</p> <p>ウ 陸上貨物運送事業</p> <p>（ア）令和7年1月～9月末の災害発生状況</p> <p>536人（前年同期558人） 4月～9月末 367人（前年同期349人）</p> <p>（イ）改正労働安全衛生規則の周知徹底</p> <p>監督指導や個別指導等において、遵守状況を確認している。</p> <p>（ウ）陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドラインの周知と取組促進</p> <p>荷主に対して、荷先での荷役作業時の安全確保を要請している。</p> <p>（エ）陸運業ゼロ災チャレンジ北海道</p> <p>第1期 2月1日～7月31日を期間として開催し、90事業場（62事業場）が参加した。</p> <p>エ 製造業</p> <p>（ア）令和7年1月～9月末の災害発生状況</p> |

727 人（前年同期 745 人） 4 月～9 月末 531 人（前年同期 533 人）

うち機械にはされ・巻き込まれた災害の発生状況

109 人（前年同期 121 人） 4 月～9 月末 76 人（前年同期 83 人）

（イ）監督指導・個別指導の実施状況

監督指導 157 件（前年同期 137 件）

個別指導 41 件（前年同期 26 件）

才 林業

（ア）令和 7 年 1 月～9 月末の災害発生状況

52 人（前年同期 52 人） 4 月～9 月末 33 人（前年同期 34 人）

（イ）監督指導・個別指導の実施状況

昨年度は 11 月から 3 月にかけて 8 人の死亡災害が発生したので、今年度は伐木が盛んとなる第 3 四半期以降に監督指導・個別指導を計画している。

（ウ）発注機関及び労働災害防止団体との連携

林野庁、北海道及び林災防と三官署連絡会議を開催し、5 月に合同にパトロールを実施した。

9 月から 11 月にかけて林業死亡災害撲滅運動を展開している。【資料 2-2】

④ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策の推進については、集団指導（9 月末まで 20 件計画 21 件実施）等あらゆる機会に周知を行い、特定 6 業種（卸売業、小売業、金融業、教育・研究業、接客娯楽業、清掃業）を中心に個別指導を実施（9 月末まで 57 件計画中 20 件実施）した。

⑤ 労働者の健康障害防止対策の推進

ア 熱中症による健康障害の防止

熱中症予防対策については、5 月から 9 月を期間とする「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、熱中症対策への取組を呼びかけるなど周知広報を実施したほか、事業所への指導を実施した。

併せて、令和 7 年 6 月 1 日から施行された労働安全衛生規則の改正の周知も実施したほか、事業所への指導を実施した。

イ 化学物質による健康障害の防止

化学物質を使用する事業場に対し、監督指導等を実施した（9 月末まで 35 件計画中 29 件実施）。

ウ 石綿・粉じんによる健康障害の防止

石綿を使用した建築物の解体作業について、監督指導等を実施した（9 月末まで令和 6 年度 82 件、令和 7 年度 218 件実施）。

粉じん障害の防止について、掘削作業中のずい道工事の監督指導等を実施した（9 月末まで 19 件計画中 22 件実施）。

| | |
|----------------------|---|
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>① 事業主が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 あらゆる機会を捉えて事業主が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発を図る。</p> <p>② 高年齢労働者の労働災害防止対策 あらゆる機会を捉えてエイジフレンドリーガイドラインの周知を図る。</p> <p>③ 業種別の労働災害防止対策</p> <p>ア 建設業（再掲） 最重点施策に記載のとおりである。</p> <p>イ 小売業・社会福祉施設（再掲） 最重点施策に記載のとおりである。</p> <p>ウ 陸上貨物運送事業 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに係る指導を行う。 第2期（8月1日～1月31日）陸運業ゼロ災チャレンジ北海道を実施する。</p> <p>【資料2-3】</p> <p>エ 製造業 計画されている事業場や今年度災害を発生させた事業場を指導する。</p> <p>オ 林業 チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドライン、林業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン等について周知と措置の徹底を図る。 林野庁及び北海道と連携して林業死亡災害撲滅運動を展開するほかパトロールを実施する。</p> <p>④ 労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス対策について、年度末までに年間計画全数の個別指導を実施する。</p> <p>⑤ 労働者の健康障害防止対策の推進</p> <p>イ 化学物質による健康障害の防止 年度末までに年間計画全数の監督指導等をすべて実施し、あらゆる機会を捉えた周知により対策を推進する。</p> <p>ウ 石綿・粉じんによる健康障害の防止 石綿について、情報があつた解体工事現場への監督指導等を実施する。 粉じん対策について、掘削作業中のずい道工事の全数を実施するほか、集団指導等の機会に周知を行う。</p> |
| 担当部署 | 労働基準部安全課、健康課 |

| 重点施策 | 2 労働基準行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(2) 長時間労働の抑制</p> <p>① 適切な監督指導の実施</p> <p>② 中小企業・小規模事業者に対する支援</p> <p>③ 建設業・自動車運転者・医師等への労働時間短縮に向けた支援</p> <p>④ 長時間労働につながる取引環境の見直し</p> |
| 取組結果 | <p>① 適切な監督指導の実施</p> <p>脳・心臓疾患の発生の未然防止を目的としたものを含め、長時間・過重労働に係る監督指導を 511 件（令和 7 年 9 月末現在）実施している。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者に対する支援</p> <p>上限規制を中心とした労働時間に関する法制度の周知、理解の促進、各種助成金の活用等に係る説明会を監督署において開催しているほか、法令に関する知識や労務管理の整備に係り支援が必要な事業者に対する訪問支援を行っている。</p> <p>③ 建設業・自動車運転者・医師等への労働時間短縮に向けた支援</p> <p>上記②に加え、厚生労働省の働き方改革総合サイト「はたらきかたススメ」の活用を促すための周知を図っている。【資料 2-4】</p> <p>特に、建設業については、発注者・受注者・商工団体・労働局で構成する「北海道建設業関係労働時間削減推進協議会」を通じて工事発注者団体等に対し、適正な工期の設定等に関する要請を実施したほか、建設事業者に対する説明会において、労働時間管理の取組に資するよう、業務の繁閑に応じた労働時間の配分を行うことが可能な変形労働時間制度等の周知を行っている。【資料 2-5】</p> <p>また、貨物運送事業者への取組の一環として、長時間の荷待ち解消等に向けて発着荷主に対する取引環境の改善に関する要請を実施している。</p> <p>さらに、医師等の労働時間短縮に関する取組については、北海道医療勤務環境改善センターと連携して事業者への説明会等を実施している。</p> <p>④ 長時間労働につながる取引環境の見直し</p> <p>下請事業者等へ監督指導等を実施した際に、賃上げの阻害要因を含め「しわ寄せ」がないかの確認を行っている。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>① 11 月に実施する過労死等防止啓発月間において集中的な監督指導を実施するなど、引き継ぎ長時間・過重労働に係る監督指導を適切に実施する。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者において長時間労働の抑制等に向けた自主的な取組が促進されるよう、引き続き、労働時間等説明会、事業場への個別訪問による支援等を実施する。</p> <p>③ 上記②に加え、厚生労働省の働き方改革総合サイト「はたらきかたススメ」の活用を促すための周知を引き続き図る。</p> <p>④ 下請事業者等へ監督指導等を実施した際に、賃上げの阻害要因を含め「しわ寄せ」がないかの確認を引き続き実施する。</p> |
| 担当部署 | 労働基準部監督課 |

| 重点施策 | 2 労働基準行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(3) 法定労働条件の確保改善対策</p> <p>① 労働条件の明示や就業規則の作成、労使協定の適正な締結等の基本的労働条件の枠組みを確立させ、その管理体制を構築・定着させるため、集団指導や監督指導を実施する。</p> <p>② 法令違反事業主に対しては、その違反内容や是正の必要性を丁寧に説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言する。</p> <p>なお、重大悪質な法令違反事業主に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。</p> <p>③ 時間外・休日労働協定届、就業規則等の労働基準法に係る届出・許認可申請の審査については、これを的確に実施するとともに、届出・申請書類の不備については、修正の必要性を丁寧に説明し、円滑な再提出を促す。</p> <p>④ 大学を中心に労働法教育の講義に労働局から積極的に職員を派遣し、学生等に対し最低基準である労働基準関係法令を周知することにより、労働基準関係法令の不知による被害防止を図る。</p> |
| 取組結果 | <p>① 監督署において、法定労働条件の履行確保に関する集団指導を実施しているほか、監督指導において履行状況の確認を行い、必要な指導を実施している。</p> <p>② 監督指導において、リーフレットの配付や関連するポータルサイトなどの情報提供、北海道働き方改革推進支援センターの利用勧奨を行っているほか、法令違反事業主に対しては、事業場の状況に応じ改善に向けた助言・指導を行っている。なお、賃金不払い、是正指導を行ったにもかかわらず是正されなかった事案4件を司法処分(送致件数)にした(令和7年9月末現在)。</p> <p>③ 時間外・休日労働に関する協定届、就業規則等の労働基準法に係る届出・申請書類については、窓口での審査を徹底し、不備が認められたものについては、丁寧に説明の上、再提出を求める。</p> <p>④ 労働法制普及に関して依頼があった場合は、講師派遣を行っており、令和7年9月末現在で、延べ84校に講師派遣を行っている。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>① 法定労働条件の確保改善に向けて、引き続き、集団指導や監督指導を実施する。</p> <p>② 労働時間等に関する法違反が認められた場合には、法違反の解消に向けた丁寧な助言、指導を行うとともに、訪問支援の実施や北海道働き方改革推進支援センターの利用を勧奨する。また、重大悪質な法令違反事業主に対しては、引き続き、司法処分を含め厳正に対処する。</p> <p>③ 届出・申請書類の審査については、引き続き、窓口での審査を徹底し、不備が認められたものについては、丁寧に説明し、再提出を求める。</p> <p>④ 労働法制普及に向けて、引き続き、依頼があった場合には職員を派遣する。</p> |
| 担当部署 | 労働基準部監督課 |

| 重点施策 | 2 労働基準行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理</p> <p>① 迅速な事務処理を行うとともに、公正な認定に万全を期する。</p> <p>特に、社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・公正な事務処理を一層推進する。</p> <p>② 労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。</p> |
| 取組結果 | <p>① 署において調査・認定業務に従事する職員に対して、6月12日に研修を実施し、早期処理に必要な専門的知識及び効率的な調査手法の能力向上を図った。</p> <p>なお、長期未決となった事案については毎月、事案検討会を開催し、早期処理に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年9月末現在 未決件数 214件 令和6年9月末現在 未決件数 214件 <p>② 4月4日の労災・労働保険専門員研修及び4月21日の労災補償業務初任者研修・労災保険給付事務担当者研修において、窓口業務での懇切丁寧な説明と請求人に対する処理状況の連絡などを指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年9月末現在 審査請求件数 42件 令和6年9月末現在 審査請求件数 43件 |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>① 引き続き、長期未決事案検討会を開催し、早期決定に努める。</p> <p>② 各署に対して、相談者等に対する懇切丁寧な説明及び請求人に対する処理状況の連絡等を引き続き指導する。</p> |
| 担当部署 | 労働基準部労災補償課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|---|
| 取組目標 | <p>(1) 労働移動の円滑化等</p> <p>① ハローワーク機能の充実</p> <p>ア ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等</p> |
| 取組結果 | <p>人間関係の複雑化・希薄化や多様な働き方が一般化している現状にあって、就職の実現に当たって課題を有する者が増加している傾向を踏まえ、ハローワークにおいて、就職の阻害要因たる課題を整理・除去し、求職者が求める就職の実現を支援する「課題解決支援サービス」のより一層の強化を図り、当該サービスの展開に不可欠である、職業相談スタッフ（非常勤職員も含む）におけるキャリアコンサルティング知識・スキルの醸成を研修等を通じ図ったところ。</p> <p>また、職業相談担当職員（常勤）へのキャリアコンサルティング関連資格の取得を奨励し、資格取得に向けた各種研修の実施にも鋭意取り組んだ。</p> <p>【各取組に係る実績：令和7年9月末までの実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ キャリアコンサルティング知識・スキルの醸成に向けた研修：6回実施・受講者：76名《前年度同期：6回・64名》 ➤ 令和7年度において業務命令を通じキャリアコンサルティング資格取得を目指す職員（予定）：55名《前年度：53名》 <p>【令和6年度における資格取得状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務命令を通じ受検した者のうち資格を取得（＝合格）した者：27名（合格率：50.9%） <p>【職員における資格取得状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ キャリアコンサルティング関連資格取得者数：107名 ➤ 全職員数（定員：659人）に対する資格取得者数の割合：16.2% |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | ハローワークの求職者支援業務にあっては、課題解決支援サービスの適切かつ積極的な提供がますます求められるところ、また、事業主支援にあってもキャリアコンサルティング知識・スキルが有用と思料するところ、これらの醸成を図るための研修の積極的な実施に努めるとともに、キャリアコンサルティング資格取得希望者の全員合格を目指すべく、研修を含めた各種取組も鋭意進めていくこととする。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|---|
| 取組目標 | <p>(1) 労働移動の円滑化等</p> <p>① ハローワーク機能の充実</p> <p>イ 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の「見える化」の促進</p> |
| 取組結果 | 求人・求職のマッチングの促進に当たっては、求人者と求職者の両者における労働市場に対する理解の促進が必要不可欠であるところ、国内の500以上の職業についての情報を一つのサイトで簡易に収集することを可能とした「job tag」と、企業の事業内容のほか、人材育成やワークライフバランスの取組等を可視化し、求職者の職業選択を支援することを目的とした「しょくばらぼ」の活用を図るべく、各ハローワークにおいてリーフレット等を用いた積極的な周知を行ったほか、ハローワークにおける就職支援においても、求職者に対する利用勧奨や実際の職業相談時における利用に取り組んだ。 |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | これらのツールの活用は、求職者が自らのキャリアを見つめ直し、また、開発するに当たり有用であることのほか、求人者にあっても自らの求人が労働市場において適合性があることを確認するためにも有用であることから、引き続き、ホームページ等による周知を図るほか、ハローワークの窓口において実際に活用することにより、利用者に対する認知度を高めていくこととする。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|---|
| 取組目標 | <p>(1) 労働移動の円滑化等</p> <p>① ハローワーク機能の充実</p> <p>ウ オンライン職業相談の実施による利便性の更なる向上</p> |
| 取組結果 | <p>従前まで独自システム（Zoom）を使用して一部所にて実施していたオンラインによる職業相談について、本年1月から本省にてリリースした「オンラインハローワークシステム」により、全所にて実施できる体制が整った。</p> <p>【実施実績：令和7年度第1・第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ オンライン職業相談実施件数：902件 《前年度同期：625件^{※1}》 ➤ オンラインを利用したセミナー・面接会等実施件数：89回・1,530名参加^{※2} <p>※1：前年度についてはZoomを使用した独自システムにて実施した件数 ※2：前年度実績は集計しておらず</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | オンライン職業相談にあっては、安定的な実施体制が整備され、前年度を上回る実績で取組が進んでいるところであるが、未だかなりの「伸びしろ」があるものと料することから、子育て中や遠隔地に居住していることにより来所が困難な求職者に加え、オンライン慣れしている若年求職者に対し、積極的な利用を働きかけていくこととする。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | (1) 労働移動の円滑化等 (2) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応 |
| 取組結果 | 指導監督や各種セミナー等の機会を捉えて、リーフレット・パンフレット等各種資料を活用するなどして、事業者へ制度の周知・啓発を行った。 併せて、労働局HP、メールマガジンを活用し周知・広報を行った。 |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | 引き続き、指導監督等の機会を捉えて事業者に対して、関係法令の遵守について指導を行うほか、各種セミナーやメールマガジンの配信等により制度の一層の周知・啓発を図る。 |
| 担当部署 | 職業安定部需給調整事業課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(1) 労働移動の円滑化等</p> <p>③ 雇用保険制度の適正な運営</p> <p>ア 適正な雇用保険適用業務の推進</p> |
| 取組結果 | <p>雇用保険適用業務の適正かつ効果的な運営を図るためには、事業主等の正しい理解と認識が不可欠であることから、ハローワークにおいては、雇用保険適用担当課と求人担当部門が連携し、窓口や事業所訪問時における事業主指導、各種会議、研修会などにより、雇用保険制度の周知に努めた。</p> <p>令和7年度事業所調査計画数 206事業所 (前年度計画数 216事業所) (前年度実施数 197事業所)</p> <p>労働保険事務組合担当者研修会（労働局対応） 2回 8月6日、9月17日</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | 引き続き、適正な雇用保険適用業務の推進を図る。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|---|
| 取組目標 | <p>(1) 労働移動の円滑化等</p> <p>③ 雇用保険制度の適正な運営</p> <p>イ 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進</p> |
| 取組結果 | <p>雇用保険受給者の早期再就職の状況（令和7年7月末までの実績）</p> <p>「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」において、令和7年度における雇用保険受給者の早期再就職に向けた取組として、「早期再就職した者の割合」を33.3%と定めたところ、令和7年7月までの実績は30.8%と、目標を2.5P、前年同期より1.0P下回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 受給資格決定件数：24,888件（令和6年度同期：25,501件） ➢ 早期再就職件数：7,671件（令和6年度同期：8,115件） ➢ 早期再就職割合：30.8%（令和6年度同期：31.8%） |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」において定めた目標値である、「早期再就職した者の割合」を33.3%とすることを達成すべく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定日における全員職業相談の実施 ➢ 認定時の職業相談におけるマッチング求人の提供 ➢ 求職者マイページを活用した求人情報の提供 ➢ 再就職手当・就業促進定着手当の活用促進のためのリーフレット等による周知に引き続き取組むほか、 ➢ 「求人・求職バランスシート」を用いた管内の雇用情勢に対する理解の醸成 ➢ ハローワークにおける各種サービスメニュー（履歴書作成支援、面接トレーニング等）の提供 ➢ 具体的事例を用いた、再就職手当の活用により年収アップが図れることの教示等により、早期再就職はメリットが大きいことの意識の醸成を図り、早期再就職件数の積み上げを図ることとする。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(1) 労働移動の円滑化等</p> <p>③ 雇用保険制度の適正な運営</p> <p>ウ 雇用関係助成金の活用促進と適正な運用</p> |
| 取組結果 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用関係助成金の活用促進の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・労働局HPへの掲載 ・各ハローワークとの連携によるリーフレットの配架及び窓口説明 ・関係各団体へのリーフレットの送付 ・北海道の発行する広報誌への掲載依頼等による制度の周知 ○ 雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の活用促進 <p>各種助成金の申請相談時や、書類返送の際などの機会を捉えた利用勧奨に努めたものの、令和7年9月末時点での申請の約9%程度にとどまっている。</p> ○ 雇用関係助成金の不正受給防止に係る取組【資料3-4、3-5、3-6】 <ul style="list-style-type: none"> ・労働局HPへの不正受給防止リーフレットの掲載 ・不正受給事案の公表 ・各ハローワークと連携したリーフレットの配架や、窓口申請時における、不正受給処分を行った場合の返還、及び刑事告訴や事業主名等の公表などの説明 ・初回及び利用回数の多い事業所を中心とした、支給決定前の訪問による書類確認や関係者への聴取 ・雇用調整助成金に係る会計検査院からの処置要求による本省指示（時効完結までに重点的に調査）に基づく、不正受給のリスクが高い事業所を優先した事業所訪問及び呼出調査 ○ 雇用関係助成金の不正処分の状況 <p>令和7年度 6件 0.64億円（令和7年9月末現在）</p> <p>（前年同期8件 0.96億円、令和6年度までの累計 50件 12.66億円）</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>助成金制度について、引き続き各媒体への掲載や各ハローワークと連携した周知を図るとともに、雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請についても、各ハローワークと連携し、申請相談時や書類返送の際など、事業所に対し機会を捉えた利用勧奨を実施する。</p> <p>また、不正受給の防止について、引き続き各媒体への掲載を行うとともに、助成金センター及び各ハローワークの助成金申請窓口における周知及び支給前の能動的な事業所調査も含めた審査体制の充実により、なお一層の不正受給の防止に努める。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>① 高齢者の就労の促進及び安心して安全に働くための職場環境の整備等 ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢求職者の待遇改善を行う企業への支援</p> |
| 取組結果 | <p>○高年齢者雇用状況等報告集計結果にもとづく、高年齢者就業確保措置(※)の導入に向けた啓発指導</p> <p>令和6年度高年齢者雇用状況等集計の結果、北海道における高年齢者就業確保措置実施済の企業が全体の38.9%と全国平均31.9%を上回っているところ、さらに高齢者の就労を促進するため、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部と連携し、高年齢者就業確保措置を講じていない企業や、その予定のない企業、措置導入を検討中である企業に対し優先的に70歳雇用推進プランナーが訪問し啓発指導を行った。</p> <p>【令和6年度高年齢者雇用状況等報告の集計結果】</p> <p>集計対象事業所 9,329社(令和6年6月1日現在、21人以上事業所)</p> <p>70歳までの就業確保措置済の事業所 3,627社</p> <p>【70歳雇用推進プランナー訪問事業所数・訪問回数】</p> <p>令和7年9月末 365社 555回</p> <p>(令和6年9月末 374社 552回 令和6年度計 602社 921回)</p> <p>(※) 高年齢者就業確保措置(令和3年4月1日施行)</p> <p>① 70歳までの定年引き上げ ② 70歳までの継続雇用制度の導入 ③ 定年廃止 ④ 高年齢者が希望するときは70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤ 高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に a 事業主が自ら実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入 ④⑤: 創業支援措置</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携</p> <p>高年齢者就業確保措置を講じていない企業、その予定の無い企業、導入を検討中である企業に対し、引き続き訪問指導を実施する。</p> <p>(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、北海道経済連合会、当局およびハローワークで令和7年10月23日(木)に「地域ワークショップ2025高年齢者雇用推進セミナー」を開催する。本セミナーでは、参加企業に「高齢従業員のモチベーション向上につながるマネジメント体制の構築」「高年齢者活躍企業コンテスト受賞企業による取組紹介」「生産性向上訓練・65歳超雇用推進助成金のご案内」等を提供し、働く意欲がある高年齢者が活躍できる社会の実現に向けた環境整備のため、意識啓発・機運醸成を図る。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|------|------|------|------|-----|-------|-------|-------|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>① 高齢者の就労の促進及び安心して安全に働くための職場環境の整備等 イ ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>○ 「生涯現役支援窓口 (※)」の設置による就労支援</p> <p>道内 12 のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、高齢求職者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や生涯現役支援チームによる就労支援等を行った。また、本省からの 65 歳以上の就職率目標のほか、令和 6 年度と同様の就職件数維持を図るため、当局の独自目標を設定し、取組を推進した。</p> <p>【「生涯現役支援窓口」の状況】</p> <p>65 歳以上の就職率目標 86.9%</p> <p>実績 89.0% (令和 7 年 4 月～9 月末)</p> <p>65 歳以上の就職件数目標 年間 2,330 件</p> <p>実績 1,330 件 (令和 7 年 9 月末)</p> <p>就職者 1,330 人 (うち女性 455 人)</p> <p>業種別 医療福祉 336 人 (うち女性 189 人)</p> <p>サービス業 (他に分類されないもの) 337 人 (うち女性 89 人)</p> <p>宿泊業・飲食サービス業 99 人 (うち女性 54 人)</p> <p>【各年度 (9 月末) の 65 歳以上の就職率・就職件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職率 (%)</td> <td>84.3</td> <td>88.3</td> <td>88.9</td> <td>89.0</td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>957</td> <td>1,263</td> <td>1,302</td> <td>1,330</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 「生涯現役支援窓口」設置ハローワーク 札幌、札幌東、札幌北、函館、旭川、帯広、釧路、室蘭、苫小牧、北見、小樽、千歳</p> | | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 就職率 (%) | 84.3 | 88.3 | 88.9 | 89.0 | 就職件数 | 957 | 1,263 | 1,302 | 1,330 |
| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | | | | | | | | | | | | |
| 就職率 (%) | 84.3 | 88.3 | 88.9 | 89.0 | | | | | | | | | | | | |
| 就職件数 | 957 | 1,263 | 1,302 | 1,330 | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>○ 「生涯現役支援窓口」の設置による就労支援</p> <p>高齢求職者に対して、求職登録時や雇用保険受給手続時に生涯現役支援事業の周知、利用勧奨を図るとともに高齢求職者の就職につながるよう求人開拓につとめ、きめ細やかな支援を継続して行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>① 高齢者の就労の促進及び安心して安全に働くための職場環境の整備等</p> <p>ウ 「シルバー人材センター」などの地域における多様な就業機会の確保</p> |
| 取組結果 | <p>○シルバー人材センター事業</p> <p>シルバー人材センターでは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献している。</p> <p>当局では、道内のシルバー人材センター事業の推進を図るため、令和7年9月11日(木)と12日(金)に、北海道・北海道シルバー人材センター連合会・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構とともに「高齢者就業促進パネル展」を共催した。</p> <p>【道内シルバー人材センター数】40カ所</p> <p>○生涯現役地域づくり環境整備事業</p> <p>地域のニーズを踏まえた多様な働く場を生み出すとともに、地域における高齢者の雇用・就業支援の取組を持続可能にするため、モデル事業を構築し、他地域への展開・普及を目的とした「生涯現役地域づくり環境整備事業」に全国で6地域が実施しているところ、道内では2協議会が取り組んでいる。</p> <p>【実施地域】</p> <p>鷹栖町生涯現役地域づくり環境整備促進協議会(鷹栖町) 令和5年度～7年度</p> <p>基幹産業である農業等の人材不足を解消するため、町内人口の約半数を占める高齢者が生きがいを感じながら輝き続けられる就業モデル「ちよこっと農家」の構築を目指している。</p> <p>帯広地域雇用創出促進協議会(帯広市) 令和5年度～7年度</p> <p>食・観光、農業、建設業など地域の人手不足の企業に対し、シニア人材の再就職をコーディネートするシステム「ジョブジョブとかち」を構築するとともに、それを進化させ、ひとり親の女性、障がい者に支援を拡大し、「ジョブジョブとかちダイバーシティ」を展開している。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>○シルバー人材センター事業</p> <p>引き続きハローワークと連携、道内各地のシルバー人材センターの活用を図るため、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、北海道経済連合会、当局およびハローワークで10月23日(木)に開催する「地域ワークショップ2025高年齢者雇用推進セミナー」において、北海道シルバー人材センター連合会とともに参加企業に対し、事業の概要や活動について説明を行う。</p> <p>また、シルバー人材センターの会員増を図るため、各地で開催される就業体験、10月31日(金)の「シルバーフェア」や11月25日(火)の「シルボンヌ(※)in北海道」の周知協力をを行う。</p> <p>(※) シルボンヌ(Silbonne)とは、シルバー人材センターで働く女性会員の愛称。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>「シルバー (Silver)」と「女性のお手伝い・親切 (フランス語の bonne)」の意味を合わせた造語です。</p> <p>○生涯現役地域づくり環境整備事業 各協議会の取組の結果、持続可能なモデル構築が実現できるよう、各シルバー人材センター、自治体、ハローワークと連携し、事業運営にかかる助言・指導を行う。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|------|---|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>② 障害者の就労支援</p> <p>ア ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援</p> |
| 取組結果 | <p>◎求職者が増加傾向にあり実雇用率も上昇する中、障害者雇用率未達成企業に対して、雇用率達成指導時等に具体的課題となっている部分や支援の細かなニーズを確認しつつ、関係支援機関との連携強化を図りながら企業向けチーム支援等を実施している。</p> <p>また、精神・発達障害者雇用サポーター（企業支援分）を札幌所と札幌北所に配置して、雇用課題解決や不安解消に向けた助言指導などの専門的な支援を行っている。</p> <p>あわせて、雇用率達成指導時等において、中小企業を中心に必要に応じて障害者雇用相談援助事業、障害者雇用納付金関係助成金についても関係事業主に対して周知を行った。</p> <p>○企業向けチーム支援の実施状況【令和7年9月末】</p> <p>雇入れ支援企業数 116社（うち雇入れ0人企業 23社）</p> <p>（雇入れ支援企業数 令和6年9月末現在 91社 令和6年度計 132社）</p> <p>（うち雇入れ0人企業 令和6年9月末現在 7社 令和6年度計 17社）</p> <p>フォローアップ支援企業数 20社</p> <p>（令和6年9月末現在 17社 令和6年度計 32社）</p> <p>○チーム支援における関係機関との連携状況【令和7年9月末】</p> <p>雇入れ支援での連携 124社</p> <p>（令和6年9月末現在 100社 令和6年度計 252社）</p> <p>フォローアップでの連携 34社</p> <p>（令和6年9月末現在 97社 令和6年度計 179社）</p> <p>○精神・発達障害者雇用サポーター（企業支援分）による支援状況【令和7年9月末】</p> <p>相談支援件数 482件</p> <p>（令和6年9月末現在 431件 令和6年度計 996件）</p> <p>職業紹介件数 179件</p> <p>（令和6年9月末現在 145件 令和6年度計 317件）</p> <p>採用件数 55件</p> <p>（令和6年9月末現在 40件 令和6年度計 106件）</p> <p>定着支援件数 94件</p> <p>（令和6年9月末現在 41件 令和6年度計 110件）</p> |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>○障害者雇用相談援助事業認定事業者【令和7年9月末】 実施地域に北海道が含まれている事業所 37社（うち道内事業所1社）</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>⑤令和7年障害者雇用状況報告書に基づき、企業向けチーム支援（特に雇入れ0人企業）を全安定所が取組むよう指示する。 具体的には、上半期における各所の取組状況に応じて個別に指導する。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>② 障害者の就労支援</p> <p>イ 改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施</p> |
| 取組結果 | <p>◎特定短時間労働者の雇入れに関しては、雇用率達成指導時における周知が有効であると考えられるため、障害者雇用状況報告が提出される時期に合わせて、雇入れ系助成金と併せた活用を事業主に対して周知を図るべく、指示文書を各安定所に発出した。</p> <p>また、障害者テレワーク雇用を提案するべく、各安定所へ会議、研修など様々な機会を通じて企業に対する広報周知を行うよう指示している。</p> <p>安定所においても、雇用率達成指導で提案を行っている。</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>◎障害者雇用をするうえで、新規にテレワークを取り入れたいとする企業情報を把握した場合には、各所からの情報提供を継続して求めることとする。</p> <p>関係支援機関に対しても、障害者のテレワーク雇用企業向け相談支援窓口の説明と周知依頼を行う。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|------|---|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>② 障害者の就労支援</p> <p>ウ 精神障害者、発達障害者、難疾患者等の多様な障害特性に対応した就労支援</p> |
| 取組結果 | <p>◎多様な障害特性をもった個々の求職者に対して、専門スタッフが細やかな相談・就労支援や支援機関との連携、訓練受講勧奨を行っている。</p> <p>○精神・発達障害者雇用サポーターの活動実績（道内12名）【令和7年9月末】</p> <p>相談件数 6,676件 (令和6年9月末現在 5,554件 令和6年度計 10,858件)</p> <p>紹介件数 912件 (令和6年9月末現在 756件 令和6年度計 1,534件)</p> <p>就職件数 239件 (令和6年9月末現在 223件 令和6年度計 469件)</p> <p>定着支援 1,027件 (令和6年9月末現在 729件 令和6年度計 1,757件)</p> <p>○障害学生等雇用サポーターの活動実績（道内1名）【令和7年9月末】</p> <p>相談件数 249件 (令和6年9月末現在 219件 令和6年度計 409件)</p> <p>紹介件数 34件 (令和6年9月末現在 40件 令和6年度計 66件)</p> <p>就職件数 32件 (令和6年9月末現在 26件 令和6年度計 42件)</p> <p>定着支援 26件 (令和6年9月末現在 39件 令和6年度計 76件)</p> <p>○難病患者就職サポーターの活動実績（道内2名）【令和7年9月末】</p> <p>相談件数 860件 (令和6年9月末現在 778件 令和6年度計 1,690件)</p> <p>紹介件数 104件 (令和6年9月末現在 108件 令和6年度計 231件)</p> <p>就職件数 45件 (令和6年9月末現在 40件 令和6年度計 91件)</p> <p>定着支援 38件 (令和6年9月末現在 12件 令和6年度計 52件)</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|---------------|------|------------|-----|--------|------|------------|----|------------|----|--------|-----|----------------------|-----|------------|-----|--------|------|---------|-----|------------|----|--------|------|
| | <p>○障害者職業訓練受講状況【令和7年9月末】</p> <table> <tbody> <tr> <td>北海道障害者職業能力開発校</td><td>17名</td></tr> <tr> <td>(令和6年9月末現在</td><td>14名</td><td>令和6年度計</td><td>14名)</td></tr> <tr> <td>道内高等技術専門学院</td><td>7名</td></tr> <tr> <td>(令和6年9月末現在</td><td>8名</td><td>令和6年度計</td><td>8名)</td></tr> <tr> <td>北海道はまなす食品(株)能力開発センター</td><td>10名</td></tr> <tr> <td>(令和6年9月末現在</td><td>10名</td><td>令和6年度計</td><td>10名)</td></tr> <tr> <td>障害者委託訓練</td><td>12名</td></tr> <tr> <td>(令和6年9月末現在</td><td>8名</td><td>令和6年度計</td><td>31名)</td></tr> </tbody> </table> | 北海道障害者職業能力開発校 | 17名 | (令和6年9月末現在 | 14名 | 令和6年度計 | 14名) | 道内高等技術専門学院 | 7名 | (令和6年9月末現在 | 8名 | 令和6年度計 | 8名) | 北海道はまなす食品(株)能力開発センター | 10名 | (令和6年9月末現在 | 10名 | 令和6年度計 | 10名) | 障害者委託訓練 | 12名 | (令和6年9月末現在 | 8名 | 令和6年度計 | 31名) |
| 北海道障害者職業能力開発校 | 17名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (令和6年9月末現在 | 14名 | 令和6年度計 | 14名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道内高等技術専門学院 | 7名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (令和6年9月末現在 | 8名 | 令和6年度計 | 8名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道はまなす食品(株)能力開発センター | 10名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (令和6年9月末現在 | 10名 | 令和6年度計 | 10名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者委託訓練 | 12名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (令和6年9月末現在 | 8名 | 令和6年度計 | 31名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>◎引き続き専門スタッフによる支援を行っていく。</p> <p>また、専門スタッフを中心とした全道研修の開催を予定しており、引き続き障害特性に特化した専門性の高い支援を行っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|---|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>② 障害者の就労支援</p> <p>エ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援</p> |
| 取組結果 | <p>◎各安定所へは、全道所長会議や業務ヒアリングなどを通じて、自治体等に対する雇用率達成指導を確実かつ速やかに行うよう指示している。</p> <p>また、各安定所では、自治体職員に対する障害者の雇用理解のための研修実施や在職者に対する定着支援の相談業務も積極的に行っている。</p> <p>更に、労働局幹部（局長・職業安定部長）の訪問指導により、任命権者等に対して直接指導を行っている。</p> <p>○公務部門関係の相談窓口活動状況 相談件数 200 件 【令和 7 年 9 月末】 (令和 6 年 9 月末現在 222 件 令和 6 年度計 456 件)</p> <p>○「国等機関向け」しごとサポーター養成講座実施状況 養成講座実施件数 2 回 受講者数 39 名 【令和 7 年 9 月末】 (令和 6 年 9 月末現在 7 回 109 人 令和 6 年度計 12 回 204 名)</p> <p>○公務部門における雇用率達成に向けた各所への指示関係 「障害者雇用指導担当者会議」開催 令和 6 年 9 月 11 日（全 22 所 39 名出席） 令和 7 年 11 月 5 日（全 21 所 27 名出席）</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | ◎採用計画の進捗状況が思わしくない自治体に対しては、引き続き労働局幹部の訪問指導により、任命権者等に対して直接指導を行うとともに、労働局も所と情報を共有して進捗管理を行っていく。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>③ 外国人求職者等への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握</p> <p>ア 外国人求職者等に対する就職支援</p> <p>(ア) 外国人留学生等に対する相談支援の実施</p> |
| 取組結果 | <p>○「外国人・留学生コーナー」における相談支援</p> <p>ハローワーク札幌の「外国人・留学生コーナー」では、留学生に対する大学等における専攻科目を確認の上、在留資格の変更が問題なく行われるか等の観点も踏まえ職業相談、職業紹介を実施している。</p> <p>【「外国人・留学生コーナー」の業務取扱状況】</p> <p>新規求職者数 24人（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末現在 34人 令和6年度計 85人)</p> <p>相談件数 135件（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末現在 253件 令和6年度計 450件)</p> <p>就職件数 29件（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末現在 29件 令和6年度計 49件)</p> <p>就職率 120.8%（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末現在 85.3% 令和6年度計 62.4%)</p> <p>○外国人雇用管理アドバイザーによる相談支援</p> <p>留学生等の採用を検討している事業主又は採用している事業主からの在留資格変更に係る指導・援助や雇用管理の改善について相談対応し、問題解決を図っている。</p> <p>【外国人雇用管理アドバイザーの活動状況】</p> <p>相談件数 44件（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末現在 32件)</p> <p>○関係機関との連携</p> <p>北海道高度外国人材活躍地域コンソーシアム（※）（事務局：北海道経済産業局）に参画し、関係機関との取組共有や連携を図った。</p> <p>(※) 北海道高度外国人材活躍地域コンソーシアム 高度外国人材の活躍推進による地元企業の海外展開促進や地域経済の活性化を目指し、関係者（大学、経済団体、企業、金融機関、自治体等）間の連携強化を通じて、高度外国人材の採用と定着を促進（令和5年11月設置） コアメンバー：北海道・札幌市・北海道労働局・中小機構北海道 札幌出入国管理局・北海道大学・北海道経済連合会・JETRO北海道</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>○「外国人・留学生コーナー」における相談支援</p> <p>引き続き、職業相談・職業紹介を実施するとともに、大学等と連携した就職支援を図るため、キャリアセンターにてアンケート調査を実施する。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>○外国人雇用管理アドバイザーによる相談支援 留学生等の採用を検討している事業主の課題解決のため、企業向けセミナー等の場を通じて周知を行い、外国人雇用管理アドバイザーの活用を促進する。</p> <p>○関係機関との連携 北海道高度外国人材活躍地域コンソーシアム（事務局：北海道経済産業局）の厚生機関と引き続き連携し、取組の相互周知等を行う。 11月6日には、本コンソーシアム主催で、函館市内の大学・日本語学校の留学生を対象とした「留学生のための就活スタートセミナーin函館」を開催予定、最大参加人数170名を想定。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|---|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>③ 外国人求職者等への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握</p> <p>ア 外国人求職者等に対する就職支援</p> <p>(イ) 定住外国人等に対する相談支援の実施</p> |
| 取組結果 | <p>○定住外国人等に対する相談支援</p> <p>ハローワーク札幌の「外国人・留学生支援コーナー」では、英語・中国語・韓国語の通訳を配置、ハローワーク岩内倶知安分室では、英語の通訳（令和2年度～）を配置している。</p> <p>また、道内のすべてのハローワーク（出張所・分室含む）にポケット翻訳機を配付しているほか、多言語コンタクトセンター（13カ国語対応の本省委託施設）を活用し、きめ細やかな相談支援を行っている。</p> <p>【「外国人雇用サービスコーナー」の業務取扱状況（「外国人・留学生支援コーナー」及びハローワーク岩内倶知安分室】</p> <p>新規求職者数 135人（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末 73人 令和6年度計 195人)</p> <p>相談件数 512件（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末 376件 令和6年度計 856件)</p> <p>就職件数 18件（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末 15件 令和6年度計 30件)</p> <p>就職率 13.3%（令和7年9月末現在） (参考：令和6年9月末 20.5% 令和6年度 15.4%)</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>○定住外国人等に対する相談支援</p> <p>外国人求職者の希望や知識・経験等を踏まえ、引き続き個々の状況に応じた、きめ細やかな職業相談を行う。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>③ 外国人求職者等への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握 イ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施</p> |
| 取組結果 | <p>○「外国人雇用啓発月間」の取組</p> <p>6月の「外国人雇用啓発月間」に先立ち、179市町村に通知するとともに、経済団体（北海道経済連合会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道中小企業家同友会）を訪問し会員企業への周知を依頼、広報誌やホームページへの掲載による周知協力を得た。</p> <p>○外国人雇用状況の届出に基づく事業所訪問</p> <p>「外国人雇用状況の届出に基づき国が行う指導及び援助の取扱要領」に基づき、ハローワーク職員や外国人雇用管理アドバイザーによる事業所訪問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所訪問指導数 令和7年度計画数 442社 実施数 232社（9月末現在） 令和6年度計画数 409社 実施数 412社 外国人雇用管理アドバイザー訪問指導数 令和7年度計画数 30社 実施数 5社（9月末現在） 令和6年度計画数 30社 実施数 30社 <p>○セミナー、会議等の機会を活用した外国人労働者の適正な雇用管理の周知啓発</p> <p>「外国人労働者雇用労務責任者講習」のほか、自治体主催のセミナーについて企業への開催周知協力をするとともに、参加企業に対し「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」にかかる周知啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外ビジネス EXPO 7月25日（金） 北海道人材確保推進協議会 6月24日（火） 参加業界団体：建設・警備・運輸・医療・福祉 北海道主催「外国人材活躍促進事業 外国人材採用・定着セミナー」 札幌8月19日（火） 釧路8月21日（木） 函館8月25日（月） 旭川9月5日（金） 札幌市主催「外国人受入・定着支援事業 特定技能外国人受入セミナー」 6月23日（月） 8月8日（金） |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>○外国人雇用状況の届出に基づく事業所訪問</p> <p>事業所訪問指導計画の確実な実施に向け、ハローワーク職員や外国人雇用管理アドバイザーによる訪問指導を引き続き行い、適正な雇用管理に関する助言・指導を実施していく。</p> <p>○セミナー、会議等の機会を活用した外国人労働者の適正な雇用管理の周知啓発</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>引き続き、各種会議や北海道や札幌市主催のセミナー等の場を通じて周知啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道主催「外国人材活躍促進事業 外国人材採用合同面談会」 11月開催予定 ・北海道地域農業特定技能協議会運営委員会 10月10日（金） (農林水産省・北海道警察本部・札幌出入国在留管理局・北海道農政部 一般社団法人北海道農業法人協会・北海道農業協同組合中央会・北海道労働局) ・不法就労等外国人労働者問題地方協議会 2月開催予定 (北海道警察本部・札幌高等検察庁・札幌出入国在留管理局・北海道労働局) |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|-----------|--|--|-----------|-----------|-------|------|------|------|------|------|----------|------|------|--|-------|-------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 取組目標 | (2) 多様な人材の就労促進 ④ 北海道の地域特性に影響を受ける労働者の雇用の安定に向けた支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | ア 季節労働者に対する就職支援ナビゲーターによる支援 <table border="1" data-bbox="393 393 1429 595"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年9月末現在</th> <th>令和6年9月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援開始者</td> <td>796人</td> <td>710人</td> </tr> <tr> <td>就職者数</td> <td>619人</td> <td>621人</td> </tr> <tr> <td>うち常用就職者数</td> <td>374人</td> <td>390人</td> </tr> </tbody> </table> イ 季節労働者を雇用する事業主に対する通年雇用助成金制度の活用促進 <table border="1" data-bbox="393 685 1429 864"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請事業所数</td> <td>2,454所</td> <td>2,644所</td> </tr> <tr> <td>申請対象労働者数</td> <td>4,782人</td> <td>5,194人</td> </tr> </tbody> </table> ウ 通年雇用促進支援事業との連携 <table border="1" data-bbox="393 954 1429 1123"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施協議会数</td> <td>41協議会</td> <td>42協議会</td> </tr> <tr> <td>通年雇用化数</td> <td>1,369人</td> <td>1,661人</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 令和7年9月末現在 | 令和6年9月末現在 | 支援開始者 | 796人 | 710人 | 就職者数 | 619人 | 621人 | うち常用就職者数 | 374人 | 390人 | | 令和6年度 | 令和5年度 | 申請事業所数 | 2,454所 | 2,644所 | 申請対象労働者数 | 4,782人 | 5,194人 | | 令和7年度 | 令和6年度 | 実施協議会数 | 41協議会 | 42協議会 | 通年雇用化数 | 1,369人 | 1,661人 |
| | 令和7年9月末現在 | 令和6年9月末現在 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援開始者 | 796人 | 710人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 就職者数 | 619人 | 621人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち常用就職者数 | 374人 | 390人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和6年度 | 令和5年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請事業所数 | 2,454所 | 2,644所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請対象労働者数 | 4,782人 | 5,194人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和7年度 | 令和6年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施協議会数 | 41協議会 | 42協議会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通年雇用化数 | 1,369人 | 1,661人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | ア 季節労働者に対する就職支援ナビゲーターによる支援 引き続き、ハローワーク内雇用保険給付部門との連携を密に、常用就職への意欲が高いことを把握した場合は、速やかに就職支援ナビゲーターへ誘導して個別支援を開始し、支援対象者のニーズに応じて個別求人開拓等の支援を行うなど、きめ細かな就職支援を実施する。 イ 季節労働者を雇用する事業主に対する通年雇用助成金制度の活用促進 引き続き、季節労働者を雇用する事業主に対して、積極的に助成金制度の周知を行い、助成金制度の活用による通年雇用化の促進を図る。また、各管轄地域内の通年雇用促進支援事業の受託協議会と緊密な連携を図り、各協議会が行う事業メニュー等について協力、情報交換を行いながら、助成金制度の活用促進を図る。 ウ 通年雇用促進支援事業との連携 引き続き、ハローワークの窓口においても通年雇用促進支援事業の受託協議会が実施する事業メニューの周知や利用勧奨を行うなど、協議会に積極的に誘導し、各種情報の共有など、効果的な連携を図りながら、季節労働者の通年雇用を促進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 職業安定部職業対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--------|--------|--------|-------|-------|-----|-----|--------|-------|-----|-----|--------|-------|-----|-----|--------|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>⑤ 若者の就職支援</p> <p>ア 地域若者サポートステーションにおける若者無業者等への就労支援</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組結果 | <p>若者無業者等の早期自立を促進するため、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）を設置し、地域の関係機関と密接に連携するなどして支援に取り組んだ。特に、サポステが設置されている地域のハローワークにおいて、サポステによる出張相談窓口を定期的に開設し、来所者が円滑に相談できる体制を整備した。</p> <p>また、ハローワーク・サポステ職員に加え、関係機関も参加するケース会議を開催し、支援対象者の状況把握や支援方針の共有を図るなど、個々の課題に応じた支援を進めた。</p> <p>ハローワーク窓口においてもサポステ事業の周知を行い、支援が必要とされる若者無業者等に対して適切な誘導を行い、就労自立支援を推進した。</p> <p>【事業実績（道内）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>就職等者数</th> <th>新規登録者数</th> <th>総利用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>465</td> <td>714</td> <td>16,904</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>395</td> <td>740</td> <td>16,926</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>439</td> <td>701</td> <td>17,398</td> </tr> </tbody> </table> <p>※サポステ設置数：9か所、うち（ ）の2か所はサテライト 札幌（岩見沢）、旭川、釧路、函館、苫小牧（室蘭）、オホーツク、帶広</p> | | 就職等者数 | 新規登録者数 | 総利用件数 | 令和6年度 | 465 | 714 | 16,904 | 令和5年度 | 395 | 740 | 16,926 | 令和4年度 | 439 | 701 | 17,398 |
| | 就職等者数 | 新規登録者数 | 総利用件数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 465 | 714 | 16,904 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 395 | 740 | 16,926 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 439 | 701 | 17,398 | | | | | | | | | | | | | | |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>引き続き、以下の取組について一層の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン相談：周知の強化などにより、利用機会を拡大する。 ・地域イベントへの参加：就職フェアなど地域行事に出向き、若年無業者への認知度向上を図る。 ・職場体験の実施：協力企業と連携し、短期間の体験機会を提供して就労イメージ形成を支援する。 ・アンケートによる改善サイクル：利用者アンケートを支援内容の検証と事業改善に反映する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|--|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>⑤ 若者の就職支援</p> <p>イ 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援</p> |
| 取組結果 | <p>コミュニケーション面で支援を要する学生や、心身の不調、家庭・経済的環境の問題など、就職活動に際し特別な支援を必要とする学生等について、関係機関との連携を図るとともに臨床心理士による相談支援も活用し、新卒応援ハローワークおよび全道各ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制の個別支援を実施した。</p> <p>・新卒者支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率</p> <p>【令和7年9月末現在：正社員就職率 51.9% (③/①) 目標値 62.2%】</p> <p>① 担当者制による就職者支援を開始した者 1,391 人</p> <p>② 担当者制による就職支援を受けた者のうち就職者 871 人</p> <p>③ ②のうち正社員就職した者 722 人</p> <p>※参考：就職率 62.6% (②/①)</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | 上半期の取組を通じても、就職活動やその後の就労・定着に際して特別な配慮や支援を必要とする学生への課題は引き続き顕在化していることから、下半期は、臨床心理士を含む専門家や関係機関と連携を深め、就職後の職場定着支援も含めた総合的かつきめ細かな支援を一層推進していく。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|---------------|---|
| 取組目標 | <p>(2) 多様な人材の就労促進</p> <p>⑤ 若者の就職支援</p> <p>ウ 正社員就職を希望する若者への就職支援</p> |
| 取組結果 | <p>正社員就職を希望する若者（35歳未満で安定した就労経験が少ない求職者）のニーズを踏まえ、担当者制による継続的な職業相談と、個別支援計画に基づく計画的かつ一貫した就職支援を実施した。</p> <p>・わかものハローワーク等における取扱状況（正社員就職件数）※各年度9月末現在</p> <p>【札幌わかものハローワーク】</p> <p>令和7年度：177件（全就職件数191件） 正社員就職割合：92.7%</p> <p>令和6年度：224件（全就職件数243件） 正社員就職割合：92.2%</p> <p>【わかもの支援窓口（道内6か所）】</p> <p>令和7年度：187件（全就職件数260件） 正社員就職割合：71.9%</p> <p>令和6年度：220件（全就職件数289件） 正社員就職割合：76.1%</p> <p>【合計：わかものハローワーク・わかもの支援窓口】</p> <p>令和7年度：364件（全就職件数451件） 正社員就職割合：80.7%</p> <p>令和6年度：444件（全就職件数532件） 正社員就職割合：83.5%</p> <p>・担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率（※）</p> <p>【令和7年9月末現在：55.3% 目標値：50.8%】</p> <p>担当者制の就職支援開始件数（全道計） 754人</p> <p>支援を受けた者の正社員就職件数（全道計） 417人</p> <p>※令和7年度より、公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標値変更</p> |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | 上半期の結果を踏まえ、自己理解・職務理解の支援を引き続き強化するとともに、企業理解を促進し支援対象者のイメージとの乖離によるミスマッチを防ぐため、求職者一人ひとりに応じたきめ細かな相談・紹介に努める。また、就職面接会や企業説明会などのマッチング機会を積極的に提供し、支援対象者のニーズに即した就職機会の確保に取り組む。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
|------|--|
| 取組目標 | <p>(3) 地域の課題に対応した雇用対策の推進</p> <p>① 地方公共団体との連携による地域の特性・課題を考慮した雇用対策の推進</p> |
| 取組結果 | <p>【雇用対策協定に基づく地方公共団体との連携による雇用対策の推進】</p> <p>北海道と当局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で締結した「北海道労働政策協定」の令和7年度事業計画において、多様な働き手に対する就業支援、産業振興と雇用創出の一体的な取組、職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援、就業環境整備の推進等に取り組んだ。</p> <p>また、札幌市と締結した「雇用対策協定」の令和7年度事業計画においては、包括的な求職者・求人者支援、女性の活躍推進及び雇用環境の改善、若年者等に対する就職支援と人口還流に向けた取組、高齢者の掘り起し及び雇用機会の拡大に取り組んだ。</p> <p>さらに、沼田町と締結した「雇用対策協定」の令和7年度事業計画においては、若者の新規就業・回帰の促進、地域における雇用対策の推進、女性の多様な働き方の支援、企業誘致による新たな雇用創出と人材確保に取り組んだ。</p> <p>【市町村連携型ふるさとハローワークによる就職支援】</p> <p>ハローワークが設置されていない市町村において、ハローワークのサテライト施設を市町村庁舎内等に設置し、国と市町村が共同して運営しているところ。</p> <p>➤ 各ふるさとハローワークにおける就職率(令和7年度第1・第2四半期実績) 北広島市: 32.2% (前年同期 36.3%) 恵庭市: 50.4% (前年同期 54.8%)、 登別市: 30.3% (前年同期 54.5%)、美唄市: 54.2% (前年同期 61.2%)、 石狩市: 22.1% (前年同期 25.9%) ※雇用保険二事業目標: 41.3%以上</p> <p>地域雇用活性化推進事業</p> <p>【事業の活用へ向けた応募勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道内全179市町村へ、令和7年度募集に係る資料等を提供し、応募を勧奨。(令和7年2月) 北海道内全179市町村へ、令和7年度募集に係る公示情報を周知。(令和7年4月) 応募を検討する地域(市町村)に対する個別相談。(随時) <p>【事業実施中の自治体への取り組み支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会への事業実施に係る個別相談および助言等の支援。(随時) 協議会への事業進捗に係る助言等の支援。(随時) |

| | |
|---------------|---|
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | <p>雇用対策協定に基づく雇用対策の推進にあっては、関係地方公共団体との連携を引き続き密にし、協定にて策定した事業目標の達成に向けて必要な取組を進めていくこととする。</p> <p>ふるさとハローワークにおける就職支援にあっては、新規求職申込件数は前年同期より9.3%増加したものの、就職件数が17.3%減少したことから、雇用保険二事業目標を達成すべく、求人・求職の的確なマッチングを意識した就職支援により一層努めていくこととする。</p> <p>地域雇用活性化推進事業の実施地域に対し、雇用活性化の取組について、適正かつ効果的に事業が運営されるよう、地域支援アドバイザーも活用しながら、引き続き支援する。</p> <p>地域雇用活性化推進事業の応募検討地域に対し、地域支援アドバイザーを活用し、効果的な事業構想の策定を支援する。</p> |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課、職業対策課 |

| | |
|---------------|---|
| 重点施策 | 3 職業安定行政の重点施策 |
| 取組目標 | (3) 地域の課題に対応した雇用対策の推進 ② 北海道への移住を伴う就職を希望する者への支援 |
| 取組結果 | <p>北海道内での就職を希望する方に対し、北海道と連携して生活関連情報や道内企業情報をワンストップで提供する「北海道U・Iターンフェア」を年2回（上半期・下半期）実施しており、本年度は7月に東京で開催し、道内就職の実現を支援した。</p> <p>あわせて、U・Iターン希望者の採用を予定する道内企業が直接説明を行う合同企業説明会を実施し、求職者が具体的な企業情報を得る機会を提供するとともに、地域の雇用機会の拡大にもつなげた。</p> <p>【北海道U・Iターンフェア】</p> <p>目標値：参加企業者数50社、参加者数150名、面談件数200件、就職者数10人</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年7月19日開催 (参加企業数：50社 参加者数：97名 面談件数：298件 就職者数：集計中) ※就職者数については、令和8年3月頃に確定見込 令和6年7月28日開催 (参加企業数：50社 参加者数：97名 面談件数：220件 就職者数：10人) |
| 進捗を踏まえた下半期の取組 | 例年、下半期（2月～3月）の実施については、時期的要因もあり苦戦する傾向があることから、周知・参加促進の強化に注力する。具体的には、同じ広告枠を活用しつつも、SNSや自治体サイトなど情報発信の媒体やタイミングを工夫するほか、過去に就職・移住が決まった方の体験談やデータを紹介し、参加動機の向上を図ることも検討している。 |
| 担当部署 | 職業安定部職業安定課 |

令和7年度北海道労働局の行政目標（数値目標）

I 北海道労働局の主要課題・目標（最重要施策）

| 数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過 | | 進捗状況 |
|---|--|---|
| 1 求職者支援制度の活用促進 | | |
| <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的職業訓練の修了3か月後の就職率70.5%以上 <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】</p> <p>本省より示された令和7年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>※本省において、令和7年度におけるハローワーク総合評価の実施に当たり、訓練修了者に対する就職支援の質の向上を図るための指標とするため、「公的職業訓練修了3か月後の就職件数」から「公的職業訓練修了3か月後の就職率」に変更した。</p> <p>【近年の実績】</p> <p>令和6年度 71.4%</p> <p>令和5年度 70.2%</p> <p>令和4年度 71.4%</p> | | <p>令和7年9月末現在</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的職業訓練の修了者数 2,653人 公的職業訓練の修了3ヶ月後の就職件数 1,891人 公的職業訓練の修了3ヶ月後の就職率 71.3% |
| 2 労働災害防止 | | |
| <p>【目標値】</p> <p>死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）について、2027（R9）年の死亡災害を2022（R4）年と比較して10%以上減少させる。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】</p> <p>第14次労働災害防止計画の本省目標値は死亡災害5%減少であるが、当局は死亡災害の4割を占める建設業の災害防止対策を重点化することにより死亡災害の10%減少を目標値とした。</p> <p>【近年の実績】</p> <p>令和6年 48人</p> <p>令和5年 50人</p> <p>令和4年 51人</p> <p>※新型コロナウイルス感染症除いた数</p> | | <p>本年9月末速報値</p> <p>死亡災害39人（昨年同期32人）</p> <p>※本年は新型コロナウイルス感染症による死亡災害はありません。</p> |

【目標値】

報告徴収等における指導事項の是正率を年度末において100%とする。

【目標設定の根拠及びこれまでの経過】

法の履行確保のため、報告徴収等は計画的かつ随時行い、法違反は早期の是正を求める。このため、年度末3月に行った指導事項は翌年度4月以降に是正となる事案も想定されるが、可能な限り年度内に完全是正を目指すこととし設定。

【近年の実績】

| 年度 | 実施件数 | 指導件数 | 是正件数 | 是正率 |
|-------|------|------|------|-----------|
| 令和6年度 | 294件 | 252件 | 241件 | 95.6% (※) |
| 令和5年度 | 255件 | 205件 | 205件 | 100.0% |
| 令和4年度 | 41件 | 34件 | 34件 | 100.0% |

(※) 翌年度には是正率100%を達成

【実施状況】 (R7.9月末)

| | |
|-----------|-------|
| 報告徴収実施事業所 | 110件 |
| 指導事業所 | 79件 |
| 是正済事業所 | 43件 |
| 是正率 | 54.4% |

【目標値】

- 人手不足分野の就職件数 13,827件
- 人材確保対策コーナーにおける支援対象者の就職率 51.9%

【目標設定の根拠及びこれまでの経過】

人手不足分野における就職件数については、本省より示された、令和7年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。

人材確保対策コーナーにおける支援対象者の就職率については、前年度実績値以上を目標値とする。

【近年の実績】

| | 人材不足分野の就職件数 | 人材確保対策コーナー就職率 |
|-------|-------------|---------------|
| 令和6年度 | 13,251件 | 51.9% |
| 令和5年度 | 13,107件 | 59.3% |
| 令和4年度 | 13,290件 | 61.7% |

【実績値】

- 人材不足分野の就職件数：7,005件 (令和7年9月末現在)
※目標値に対する進捗率：50.7%
- 人材確保対策コーナー就職率：58.6% (令和7年9月末現在)

II 各部の主要課題・目標（重要施策）

1 雇用環境・均等部の主要課題・目標

| 数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過 | | 進捗状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|------|------|-----------|------|-----|-------|------|------|------|-------|-------|------|------|------|-----------|-------|-----|-----|-----|--------|--|-----------|------|-------|------|--------|------|-----|-------|
| 1 女性活躍・育児休業取得等の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【目標値】 報告徴収における指導事項の是正率を年度末において100%とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 法の履行確保のため、報告徴収は計画的かつ隨時行い、法違反は早期の是正を求める。このため、年度末3月に行った指導事項は翌年度4月以降に是正となる事案も想定されるが、可能な限り年度内に完全は是正を目指すこととし設定。</p> <p>【近年の実績】</p> <table> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施件数</th> <th>指導件数</th> <th>是正件数</th> <th>是正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>263件</td> <td>220件</td> <td>200件</td> <td>90.9%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>305件</td> <td>283件</td> <td>261件</td> <td>92.2% (※)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>15件</td> <td>12件</td> <td>12件</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 翌年度には是正率100%を達成</p> | | 年度 | 実施件数 | 指導件数 | 是正件数 | 是正率 | 令和6年度 | 263件 | 220件 | 200件 | 90.9% | 令和5年度 | 305件 | 283件 | 261件 | 92.2% (※) | 令和4年度 | 15件 | 12件 | 12件 | 100.0% | <p>【実施状況】 (R7. 9月末)</p> <table> <tbody> <tr> <td>報告徴収実施事業所</td> <td>181件</td> </tr> <tr> <td>指導事業所</td> <td>172件</td> </tr> <tr> <td>是正済事業所</td> <td>138件</td> </tr> <tr> <td>是正率</td> <td>80.2%</td> </tr> </tbody> </table> | 報告徴収実施事業所 | 181件 | 指導事業所 | 172件 | 是正済事業所 | 138件 | 是正率 | 80.2% |
| 年度 | 実施件数 | 指導件数 | 是正件数 | 是正率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 263件 | 220件 | 200件 | 90.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 305件 | 283件 | 261件 | 92.2% (※) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 15件 | 12件 | 12件 | 100.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告徴収実施事業所 | 181件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導事業所 | 172件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 是正済事業所 | 138件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 是正率 | 80.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 労働基準部の主要課題・目標

| 数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過 | | 進捗状況 |
|---|--|----------------------------|
| 1 メンタルヘルスの取組の推進 | | |
| <p>【目標値】 第14次労働災害防止計画の最終目標である「メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする」ため、令和7年度においては、事業場規模30人以上の特定6業種において取組を行う事業場の割合を80%以上とする。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 業種別の取組状況において、取組の推進が必要である特定6業種（卸売業、小売業、金融業、教育・研究業、接客娯楽業、清掃業）の取組促進を図る。</p> <p>【近年の実績】 令和6年9月末時点 取組率 76.0% 令和5年9月末時点 取組率 74.6%</p> | | 令和7年9月末時点 取組率 76.3% |
| 2 長時間労働の抑制 | | |
| <p>【目標値】 局署に寄せられる相談等あらゆる情報から月80時間を超える時間外労働を行わせていることが疑われる事業場全数に対し、監督指導を実施する。</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 道内経済がプラス成長と予想されているが、人手不足の状況は変わらず、各業種で長時間労働の発生が懸念されるところである。 過労死等の防止を目的に月80時間を超える時間外労働が疑われる相談に対し、全数監督実施を目標とした。数値については年度により相談件数に差があるため、実施件数ではなく実施率100%を数値目標とする。</p> <p>【近年の実績】 令和6年度 98.9% 令和5年度 98.3% 令和4年度 100%</p> | | 令和7年度 93.3% (令和7年9月末現在) |

【目標値】

各月末の請求書受理後3か月を経過する未決事案件数を、150件以下とする。

【目標設定の根拠及びこれまでの経過】

労災請求事案の迅速・公正な処理の指標として、長期化した未決状況について件数により表すこととし、組織的な対応等を一層推進するため、請求書受理からの処理期間を3か月以内とする目標を設定することで、総体的な迅速給付を目指すこととした。

なお目標は、令和6年度においては、令和5年度において未決数が最低となった5月末の数値である152件を目標とし150件で目標設定したところ、令和6年度においては設定目標を達成することができなかったが、被災労働者等のセーフティーネットとして機能するためには迅速給付が不可欠であるため、令和7年度においても150件を目標として設定したもの。

【令和6年度各月末の3か月を経過した未決事案件数】

4月末186件、5月末222件、6月末210件、7月末224件、8月末222件、9月末214件、10月末192件、11月末205件、12月末190件、1月末192件、2月末191件、3月末172件

(参考) 【新規受給者数の推移】

令和6年度 新規42,013人 年度末での長期未決172件

令和5年度 新規41,720人 年度末での長期未決178件

令和4年度 新規42,416人 年度末での長期未決123件

※長期未決～請求書受理後3か月を経過する事案

各月末の長期未決事案件数は、

4月末 182件

5月末 185件

6月末 251件

7月末 242件

8月末 220件

9月末 214件

であり、目標数値を上回っている。

3 職業安定部の主要課題・目標

| 数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過 | | 進捗状況 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|----------------|-----------|------------|---------|-------|----------------|----------------|-------------------------|-------|-------------------------|----------------|-------------------------|---|----------------|----------------|-------|--|
| 1 ハローワーク機能の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職件数（就職率） 47,233件（20.9%）以上 求人充足数（充足率） 46,305件（11.5%）以上 雇用保険受給者の早期再就職割合 33.3%以上 <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】</p> <p>本省より示された、令和7年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p> <p>なお、就職率及び充足率については、就職件数及び求人充足数の目標値に、令和7年度の新規求職申込件数及び新規求人件数の推計値で除した数にて算出している。</p> <p>【近年の実績】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>就職件数（就職率）</th> <th>求人充足数（充足率）</th> <th>早期再就職割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>44,123件（21.0%）</td> <td>35,590件（11.9%）</td> <td>33.2%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>48,611件（21.6%）</td> <td>48,114件（12.2%）</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>49,622件（21.2%）</td> <td>49,390件（11.2%）</td> <td>31.5%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 就職件数（就職率） | 求人充足数（充足率） | 早期再就職割合 | 令和6年度 | 44,123件（21.0%） | 35,590件（11.9%） | 33.2% | 令和5年度 | 48,611件（21.6%） | 48,114件（12.2%） | 32.2% | 令和4年度 | 49,622件（21.2%） | 49,390件（11.2%） | 31.5% | <p>【実績値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職件数：22,027件 《就職率：22.3%》 (令和7年9月末現在) ※目標値に対する進捗率：46.6% 求人充足数：21,793人 《充足率：12.0%》 (令和7年9月末現在) ※目標値に対する進捗率：47.1% 早期再就職割合：30.8% (令和7年7月末現在) ※対目標差：▲2.5P |
| | 就職件数（就職率） | 求人充足数（充足率） | 早期再就職割合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 44,123件（21.0%） | 35,590件（11.9%） | 33.2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 48,611件（21.6%） | 48,114件（12.2%） | 32.2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 49,622件（21.2%） | 49,390件（11.2%） | 31.5% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 障害者の就労支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワークの紹介による障害者の就職件数 5,156件以上 ハローワークの紹介による障害者の就職率 前年度39.7%以上 (就職件数／新規求職申込件数＝就職率) <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職件数については、本省より示された、令和7年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。 就職率については、前年度以上の就職率を目指す。 <p>【就職件数近年の実績】</p> <table> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>5,156件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>5,228件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>4,768件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【就職率近年の実績】</p> <table> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>39.7% (新規求職申込件数12,991件)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>42.2% (新規求職申込件数12,398件)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>41.7% (新規求職申込件数11,439件)</td> </tr> </tbody> </table> | | 令和6年度 | 5,156件 | 令和5年度 | 5,228件 | 令和4年度 | 4,768件 | 令和6年度 | 39.7% (新規求職申込件数12,991件) | 令和5年度 | 42.2% (新規求職申込件数12,398件) | 令和4年度 | 41.7% (新規求職申込件数11,439件) | <p>令和7年9月末現在</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職件数 2,627件 就職率 39.1% | | | | |
| 令和6年度 | 5,156件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 5,228件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 4,768件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 39.7% (新規求職申込件数12,991件) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 42.2% (新規求職申込件数12,398件) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 41.7% (新規求職申込件数11,439件) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【目標値】

- ・新規高卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。
- ・フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率、50.8%以上を目指す。

【目標設定の根拠及びこれまでの経過】

本省より示された令和7年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。

※本省において、令和7年度におけるハローワーク総合評価の実施に当たり、フリーター等に対する就職支援の質の向上を図る指標とするため、「わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合」から「フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率」に変更した。

【近年の実績】**◎新規高卒者の就職内定率（各年3月末現在）**

令和7年3月卒 高校98.9%

令和6年3月卒 高校98.8%

令和5年3月卒 高校98.7%

◎わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合

令和6年度 82.0%（目標値：71%）

令和5年度 77.2%（目標値：65%）

令和4年度 73.7%（目標値：64%）

・新規高卒者の就職内定率

（令和7年9月末現在）

令和8年3月卒 高校42.8%

（前年同期 41.5%）

・フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率

（令和7年9月末現在 55.3%）

（担当者制の就職支援開始 754人）

（支援を受けた者の正社員就職 417人）

4 総務部の主要課題・目標

| 数値目標、目標設定の根拠及びこれまでの経過 | | 進捗状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|--------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|-------|--------|--------|------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 1 | 労働保険に加入すべき事業所の未加入状況の解消 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>労働保険に加入すべき事業所の未加入状況の解消については健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉向上等の観点から極めて重要であることから、関係機関とも連携のうえ、未加入の事業所を把握し、加入手続きの指導を行い未加入状況の解消を図る。</p> <p>【目標値】 労働保険の未加入を把握した事業所のうち、 ① 年度内に加入した事業所の割合：90% ② 年度内に加入した事業所数：1,110件</p> <p>【目標設定の根拠及びこれまでの経過】 ① 過去3年間（令和5年度以前）の実績平均を参考に設定 ② 過去3年間（令和5年度以前）の実績平均から設定</p> <p>【近年の実績】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>加入手続きをさせる目標件数</th> <th>未加入を把握した事業所数</th> <th>年度内に加入手続きをさせた事業所数</th> <th>年度内に加入手続きをした割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1,150件</td> <td>1,135件</td> <td>950件</td> <td>83.7%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,125件</td> <td>1,247件</td> <td>1,093件</td> <td>87.7%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,260件</td> <td>1,258件</td> <td>1,049件</td> <td>83.4%</td> </tr> </tbody> </table> | | | 加入手続きをさせる目標件数 | 未加入を把握した事業所数 | 年度内に加入手続きをさせた事業所数 | 年度内に加入手続きをした割合 | 令和6年度 | 1,150件 | 1,135件 | 950件 | 83.7% | 令和5年度 | 1,125件 | 1,247件 | 1,093件 | 87.7% | 令和4年度 | 1,260件 | 1,258件 | 1,049件 | 83.4% |
| | 加入手続きをさせる目標件数 | 未加入を把握した事業所数 | 年度内に加入手続きをさせた事業所数 | 年度内に加入手続きをした割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | 1,150件 | 1,135件 | 950件 | 83.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | 1,125件 | 1,247件 | 1,093件 | 87.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 1,260件 | 1,258件 | 1,049件 | 83.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | |